

香川県廃棄物処理計画

～ 持続可能な循環型社会の形成をめざして ～

令和 3 年 10 月

香 川 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	対象とする廃棄物	4

第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計

第1節 現状

1	一般廃棄物	5
2	産業廃棄物	12
3	廃棄物に関する苦情	20

第2節 将来推計

1	一般廃棄物	21
2	産業廃棄物	22

第3章 県民の意識（県政世論調査から）

1	調査の概要	23
2	調査の結果	24
3	まとめ	26

第4章 持続可能な循環型社会の形成をめざして

第1節 基本的な考え方

1	計画の基本目標	27
2	基本目標における指標と施策区分・施策の柱	28

第2節 目標の達成のための施策

	施策体系	29
	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成に向けた施策展開	30
1	循環型社会づくりの推進	
1-1	2R（リデュース、リユース）の推進	30
1-2	リサイクルの推進	35
2	廃棄物の適正処理の推進	
2-1	廃棄物の適正処理の推進	40
2-2	災害廃棄物処理体制の充実・強化	47

第5章 推進体制

1	県民の役割	48
2	事業者の役割	49
3	民間団体の役割	50
4	行政の役割	50
5	計画の推進及び進行管理	51

参考資料

	指標一覧	53
--	------	----

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成をめざす循環型社会形成推進基本法が制定されてから20年が経過しました。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など、各種リサイクル等の法的基盤が整備されるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の数次にわたる改正が行われてきました。

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、これまでに形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要であり、これまで県では3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところです。

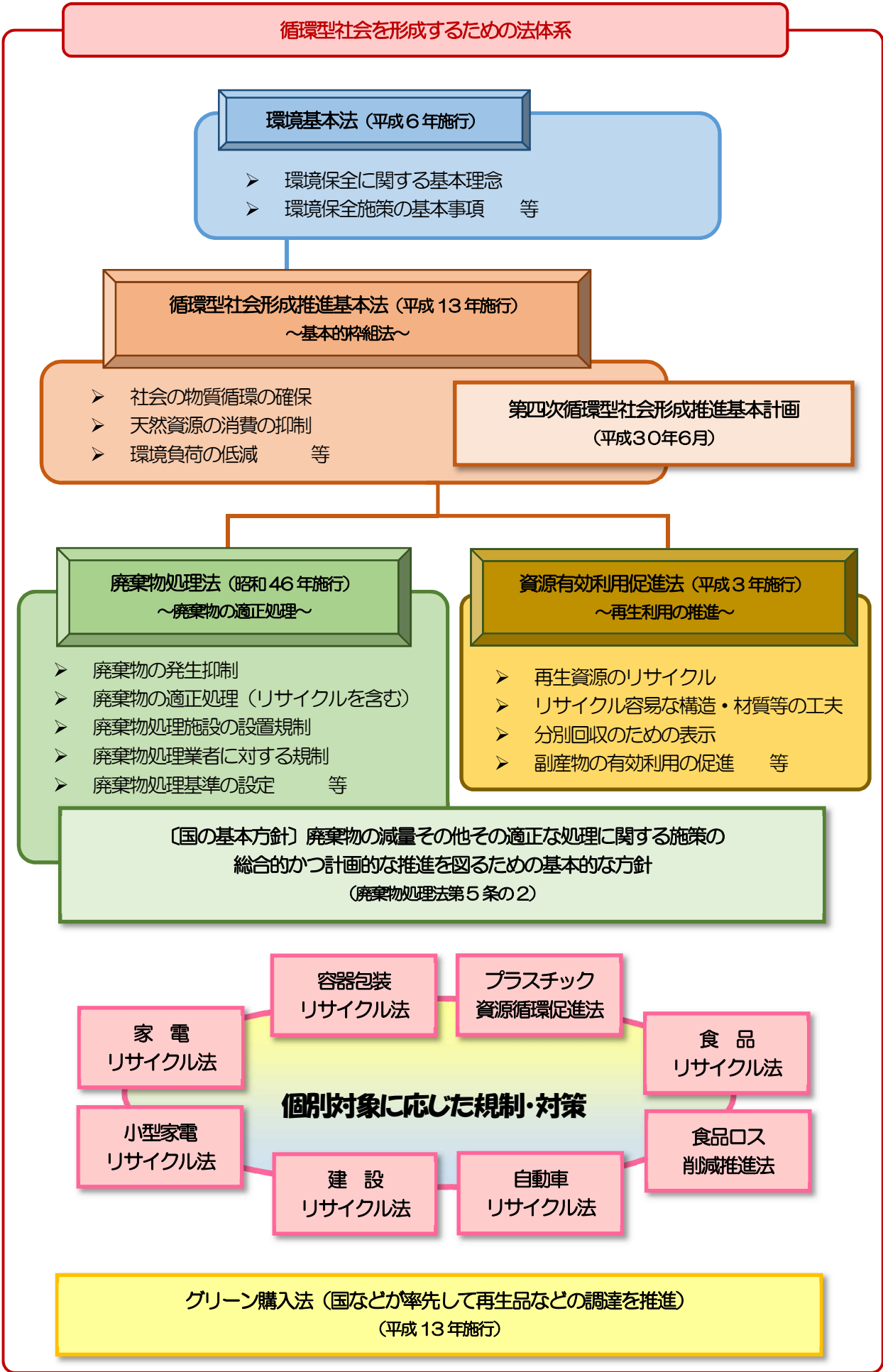
一方で、平成27（2015）年の国連総会で採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」には、環境分野に関連する目標が多く含まれており、その達成に貢献していくことが求められているほか、地球規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみや大量に発生している食品ロスへの対策、災害廃棄物の処理など、新たな課題も生じています。

そのため、今後も現在の取組みを継続するとともに、リサイクルに比べて優先順位が高いものの、取組みが遅れている2R（リデュース、リユース）に重点的に取り組むほか、プラスチックごみの発生抑制やリサイクル、食品ロスの削減、災害廃棄物処理体制の充実・強化など、新たな課題にも適切に対応していく必要があります。

こうした中、本計画は、国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえて、令和3（2021）年度以降の本県の廃棄物政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

※3R

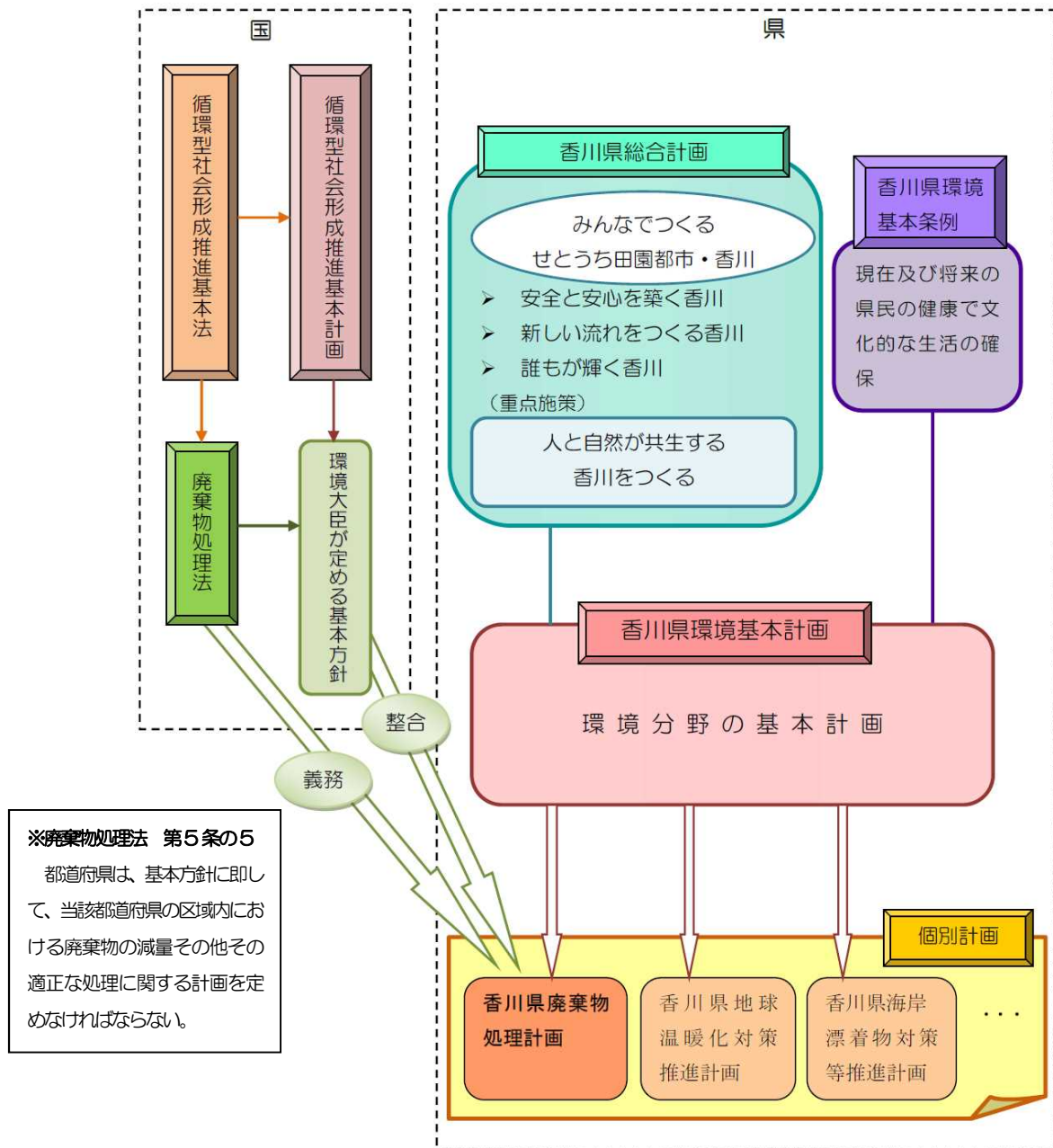
リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの頭文字を取ったもの。



2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく計画として位置づけ、同法第5条の2の規定に基づく国の基本方針に即して策定します。

また、県政運営の基本指針である『香川県総合計画』の分野別計画及び香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）に基づく『香川県環境基本計画』の資源循環分野に関する個別計画として位置づけます。



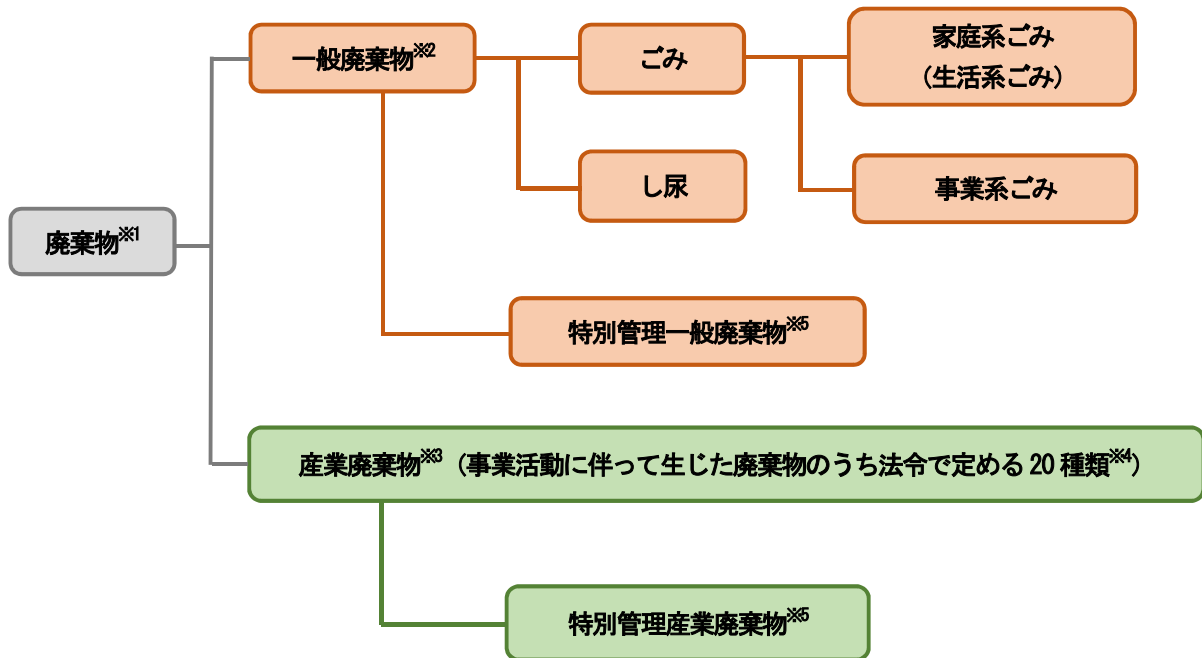
3 計画の期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

4 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）とします。

なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物と異なるため、香川県全域域生活排水処理構想に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適正な処理を推進します。



廃棄物の分類

※1 廃棄物 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

※2 一般廃棄物 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、「ごみ」と「し尿」に分かれます。さらに、「ごみ」は、主に家庭から発生する「家庭系ごみ（生活系ごみ）」と、事業活動に伴ってオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」に分かれます。

※3 産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定める20種類のものをいい、全ての事業活動に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の事業活動に限定されるもの（紙くず、木くずなど）があります。

※4 産業廃棄物の種類

【あらゆる事業活動に伴うもの】(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃酸、(5)廃アルカリ、(6)廃プラスチック類、(7)ゴムくず、(8)金属くず、(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(10)鉱さい、(11)がれき類、(12)ばいじん

【特定の事業活動に伴うもの】(13)紙くず、(14)木くず、(15)繊維くず、(16)動植物性残さ、(17)動物系固形不要物、(18)動物のふん尿、(19)動物の死体

【その他】(20) (1)～(19)までの産業廃棄物を処分するために処理したもの

※5 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物 一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。

第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計

第1節 現状

1 一般廃棄物

(1) 排出状況

ごみ^{※6}（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、人口減少による自然減やペットボトル等の容器の軽量化等によるごみの減量化、県民の意識向上などにより、近年は減少傾向で推移しています。

令和元(2019)年度のごみの総排出量は、前年度から0.1万トン増の31.2万トンで、平成10(1998)年度以降では2番目に少ない排出量でしたが、依然として、前計画で定めた令和2(2020)年度の目標であった29.0万トンを上回っています。(図1)

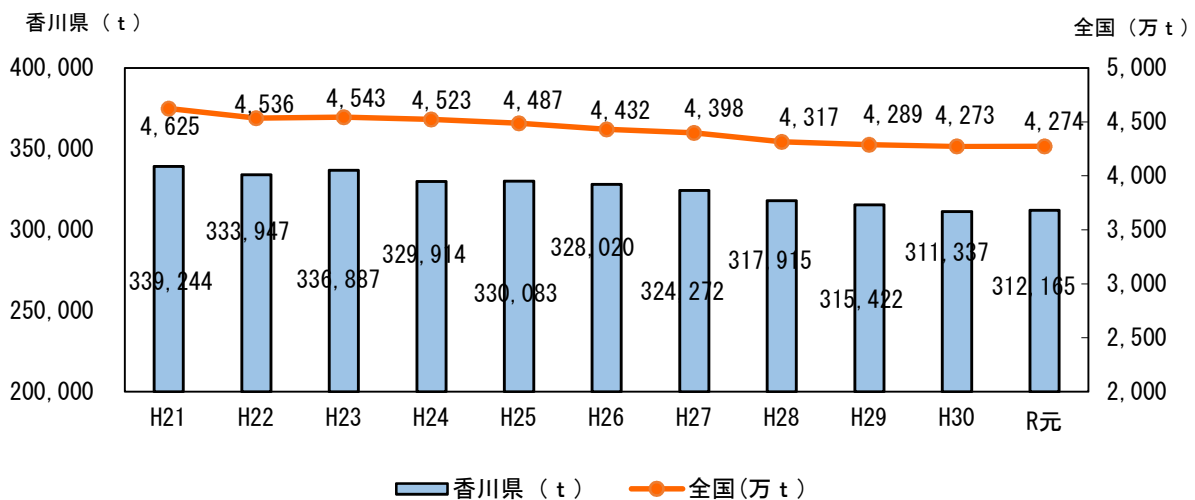


図1 ごみの総排出量の推移 (全国・香川県)

※6 **ごみの種類** この節のデータの基礎となる一般廃棄物処理事業実態調査では、市町が分別収集しているごみを、次のように分類しています。

可燃ごみ：焼却処理することを目的として収集されるもの。

不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する又は最終処分することを目的として収集されるもの。

資源ごみ：リサイクルすることを目的として収集されるもの。

その他ごみ：有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの。

粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの。

総排出量のごみ収集形態^{※7}による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の9割以上となっています。(図2)

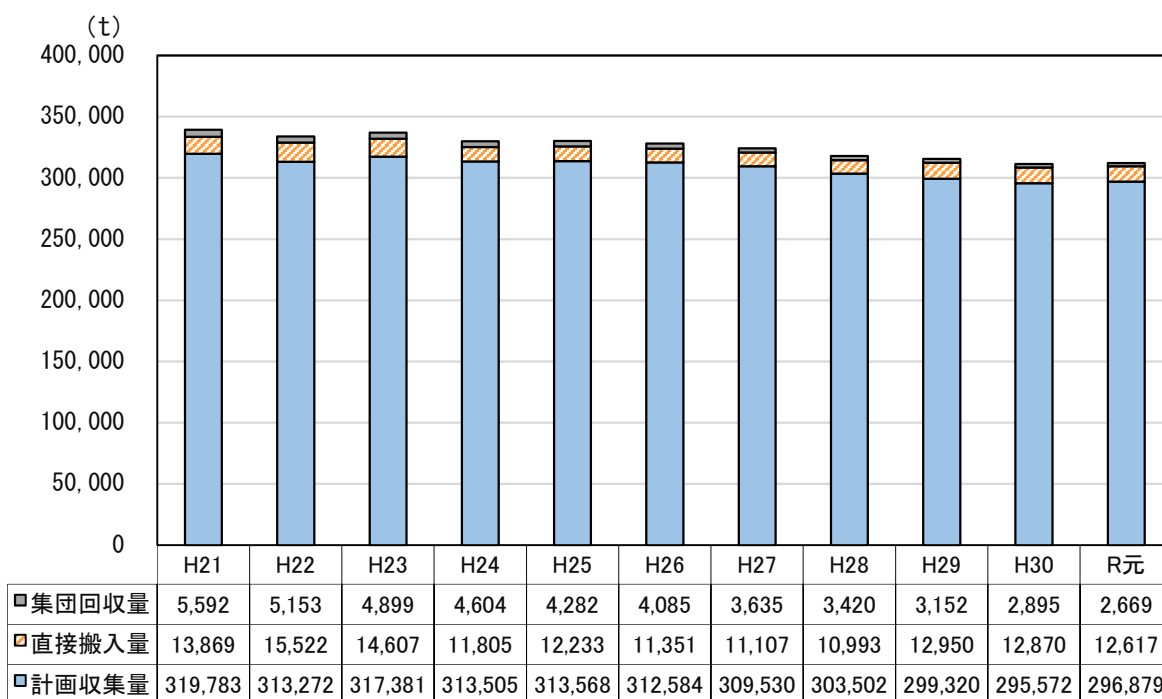


図2 収集形態別の内訳(香川県)

令和元(2019)年度の計画処理量(計画収集量+直接搬入量)30.9万トンのうち、生活系ごみが20.8万トン(67.3%)、事業系ごみが10.1万トン(32.7%)となっています。生活系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは横ばいとなっています。(図3)

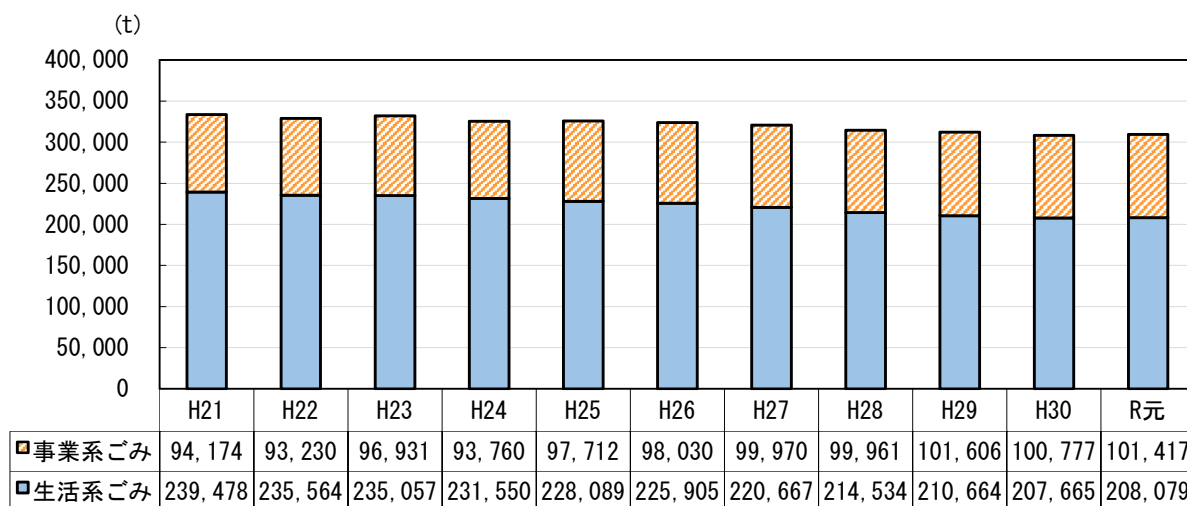


図3 排出区分別排出量の推移(香川県)

※7 ごみ収集形態 市町のごみ処理施設に搬入されたごみの収集形態は、次の3つに区分されます。

集団回収量：市町の補助金等の交付などにより住民団体が収集したごみの量

直接搬入量：(事業者などにより直接搬入されたごみの量) - (市町が収集を委託・許可した者から搬入されたごみの量)

計画収集量：市町が収集したごみの量

1人1日当たりの排出量は、本県、全国ともに減少傾向で推移しています。令和元(2019)年度は、全国平均が918グラムであるのに対して、本県では868グラムとなっています。(図4)

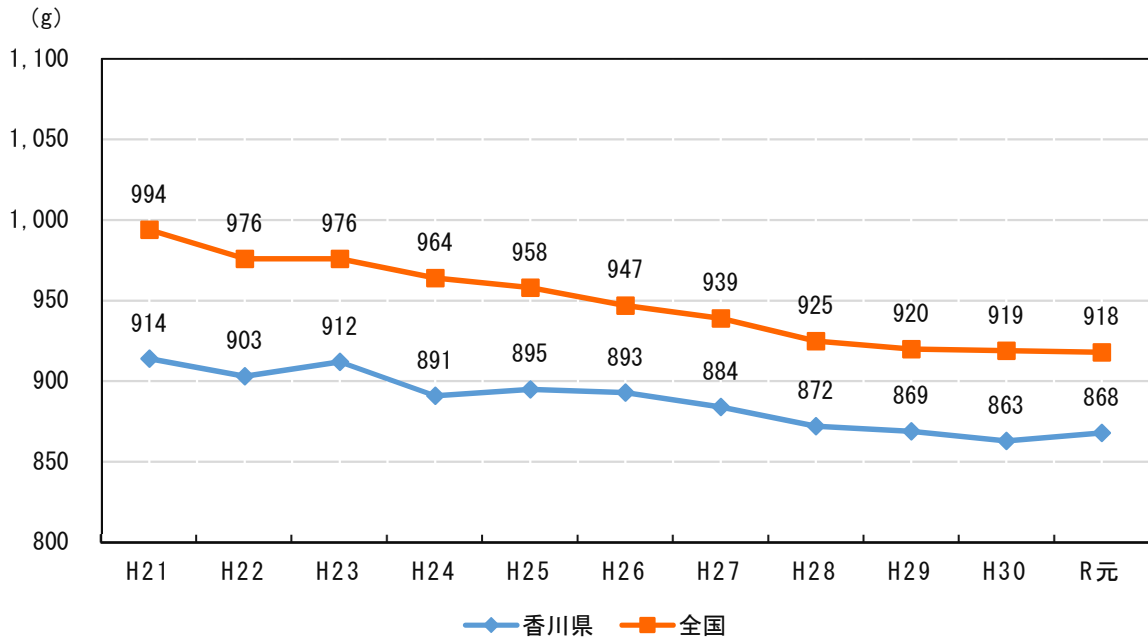


図4 1人1日当たりの排出量の推移(全国・香川県)

令和元(2019)年度の計画収集量(総排出量のうち、市町が収集した量)29.7万トンのうち、可燃ごみが23.5万トンと全体の約8割を占めています。(図5)

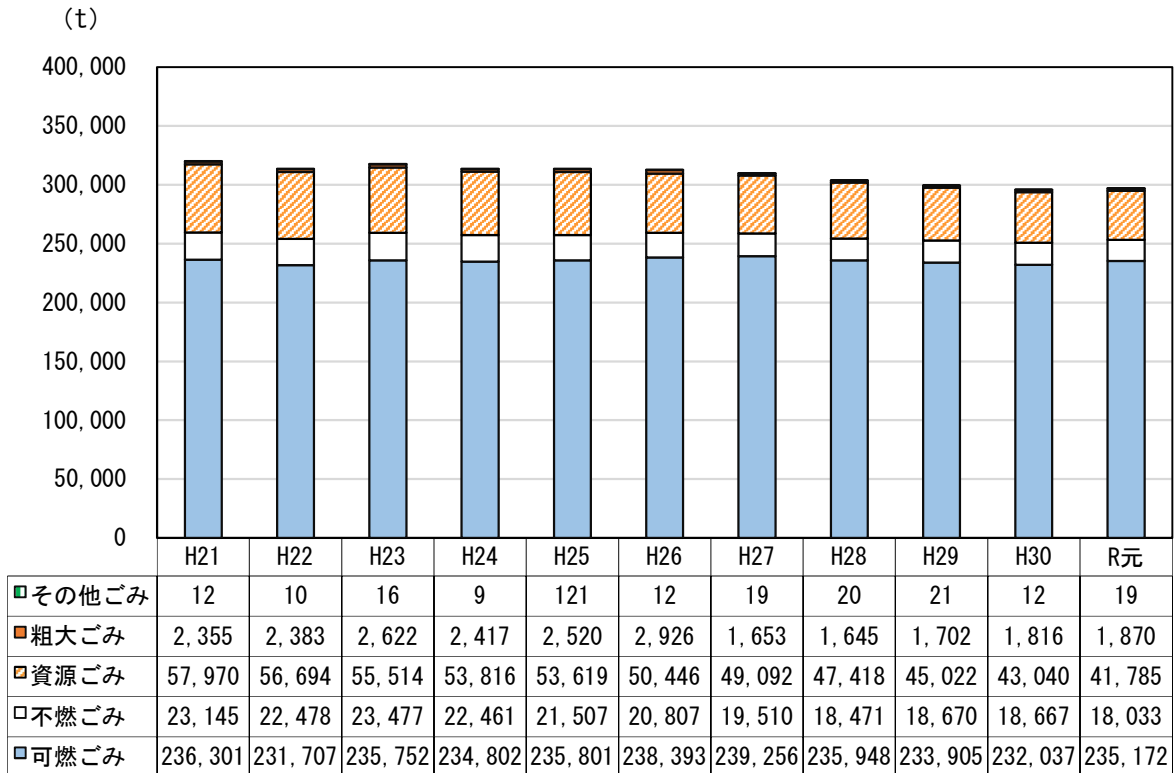


図5 ごみの種類別排出状況の推移(香川県)

(2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルについては、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたことにより、リサイクル率は、平成17(2005)年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は低下傾向になっています。

令和元(2019)年度のリサイクル率は18.2%で、前年度と比較して0.7ポイント低下しました。全国平均は19.6%で、本県は全国平均を1.4ポイント下回っています。(図6)

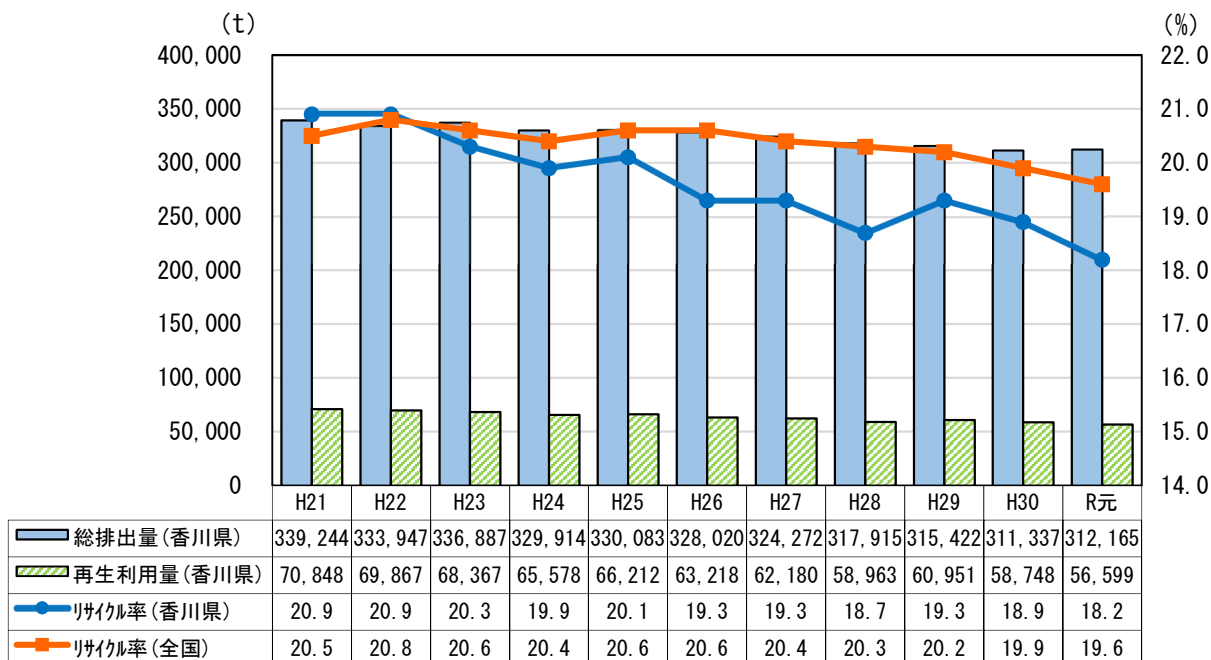


図6 再生利用量・リサイクル率の推移(全国・香川県)

(3) 最終処分の状況

最終処分量は減少傾向にあり、令和元(2019)年度は前年度とほぼ同数の3.1万トンでした。

1人1日当たりの最終処分量は減少傾向にあり、近年は全国平均並みとなっています。(図7)

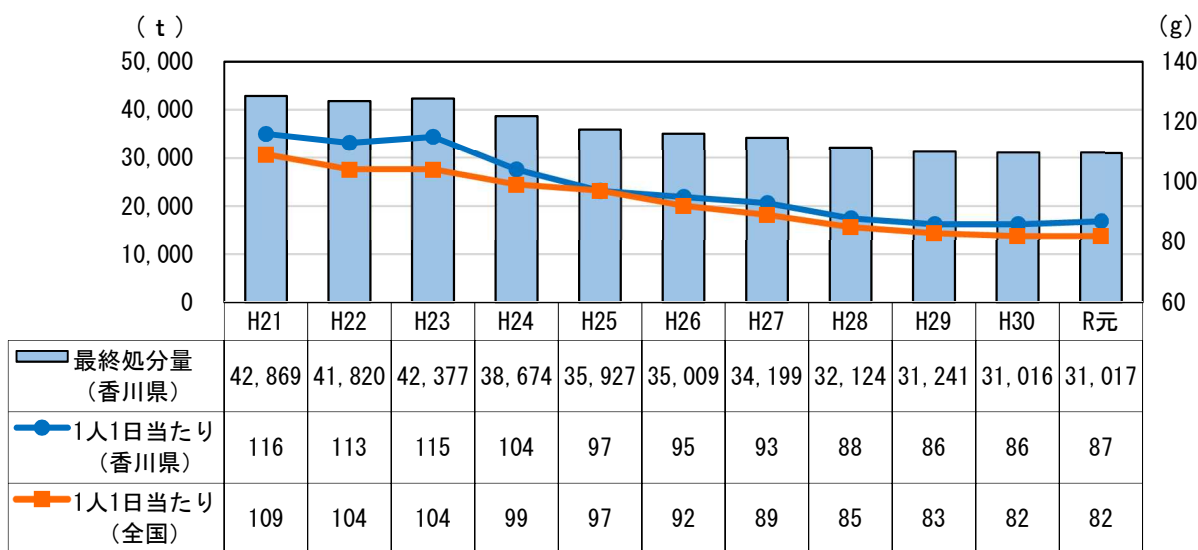
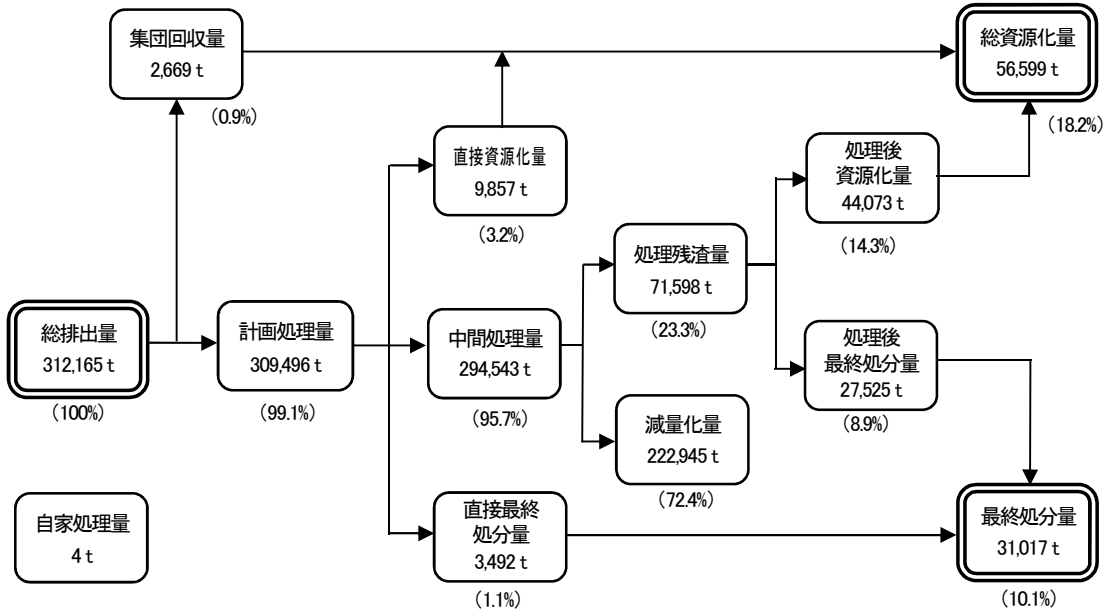


図7 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移(全国・香川県)

(4) 処理の流れ

ごみ処理の流れは下記のとおりで、ごみ総排出量のうち、72.4%が焼却等の中間処理で減量化され、18.2%がリサイクル、10.1%が最終処分されています。(図8)



※ごみ総処理量＝直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。
 ※（ ）内の数値はごみ総排出量に占める割合。
 ※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

図8 ごみ処理の流れ（香川県）（令和元(2019)年度）

(5) 市町別排出の状況

ごみの排出・処理状況の代表的な指標を市町別に比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることが分かります。

1人1日当たりのごみの排出量は最多が1,585グラム、最少が543グラムとなっており、最多の市町と最少の市町には、約2.9倍の差があります。(図9)

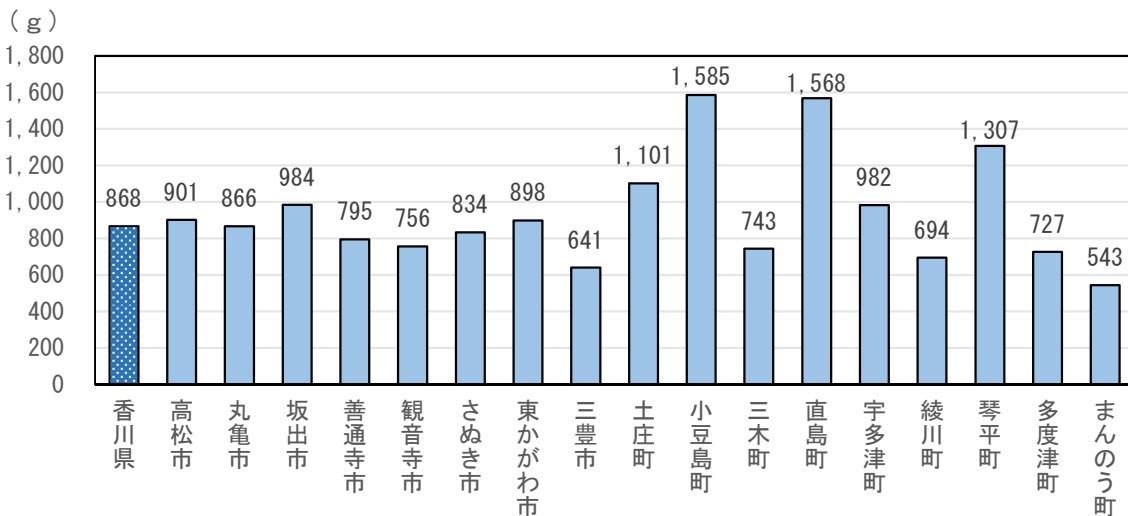


図9 1人1日当たり排出量（市町）（令和元(2019)年度）

リサイクル率は、平成 29(2017)年度から可燃ごみを固形燃料の原料等に資源化している三豊市が 62.1%と突出して高くなっています。三豊市を除く市町では、最高が 27.3%、最低が 7.0%となっています。(図 10)

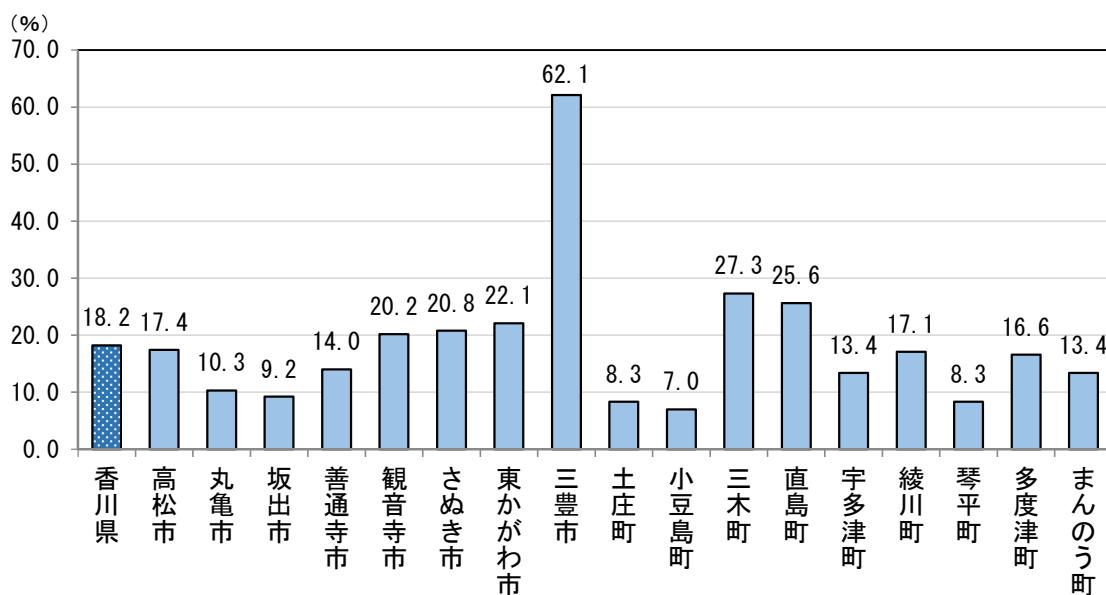


図 10 リサイクル率(市町)(令和元(2019)年度)

(6) 処理施設の状況

本県の市町及び一部事務組合が設置している一般廃棄物処理施設の状況は、令和元(2019)年度末現在で、焼却・溶融施設が 8 施設(合計処理能力: 1,361 トン/日)、再生利用施設が 11 施設(合計処理能力: 196.5 トン/日)、最終処分場が 10 施設(残余容量: 428 千立方メートル、残余年数: 12.0 年)などとなっています。(図 11)



図 11 市町等の処理施設の状況

(7) ごみ処理事業経費

1人当たりのごみ処理経費は、老朽化したごみ処理施設の改修工事が行われた平成27(2015)～29(2017)年度にかけて上昇し、全国平均を上回った年度もありました。令和元(2019)年度は14,600円で全国平均を下回っていますが、引き続き、経費削減に努めることが求められています。(図12)

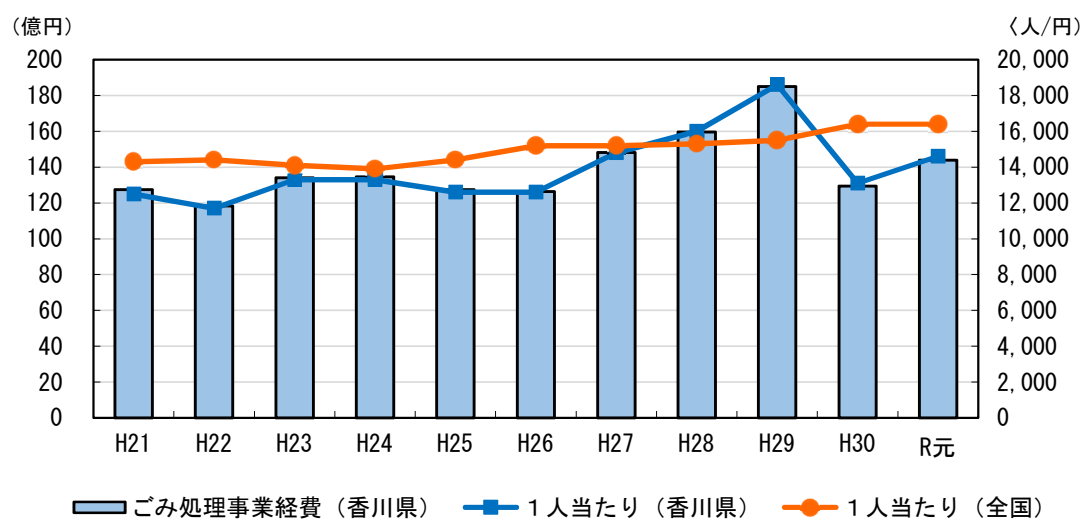


図12 ごみ処理事業経費の推移 (全国・香川県)

2 産業廃棄物

(1) 排出状況

近年における本県の産業廃棄物の総排出量は、微増と微減を繰り返しており、240 万トン台で推移しています。(図 13)

令和元(2019)年度の産業廃棄物の総排出量は244.9万トンでした。種類別排出量は、最も多いものが、がれき類 92.4 万トン (37.7%)、次いで、動物のふん尿が 63.3 万トン (25.8%)、汚泥が 54.3 万トン (22.2%) となっており、この3種類で排出量全体の85.7%を占めています。(図 14)

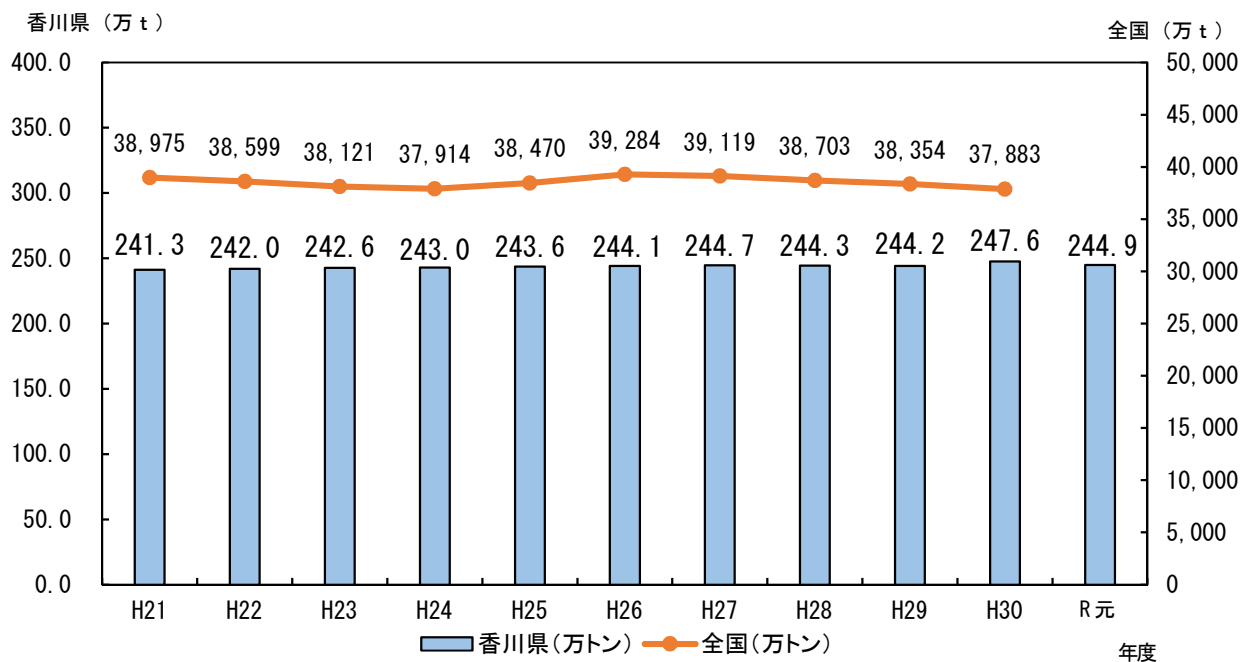
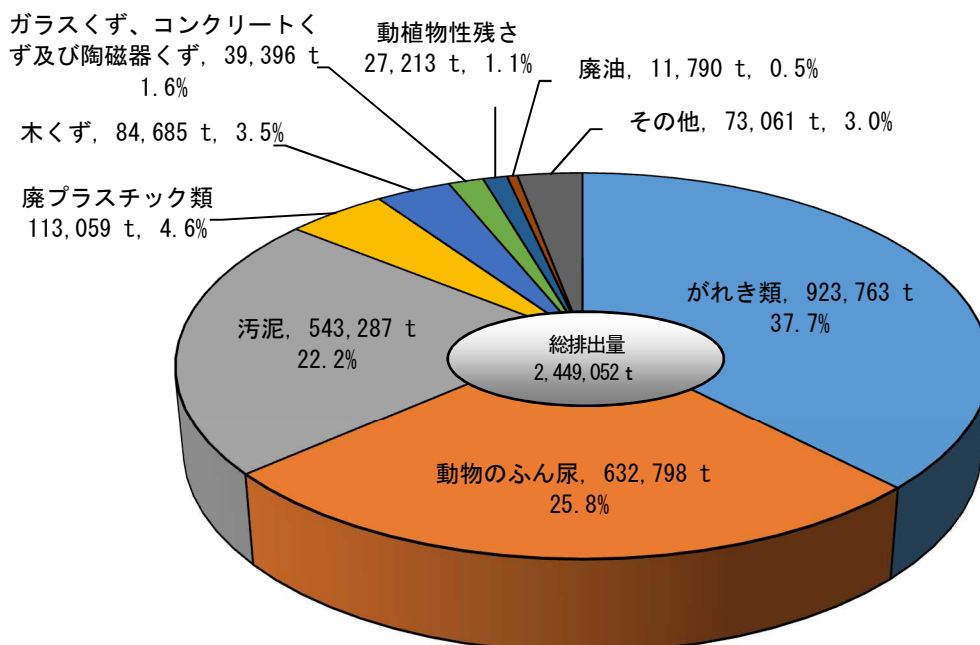


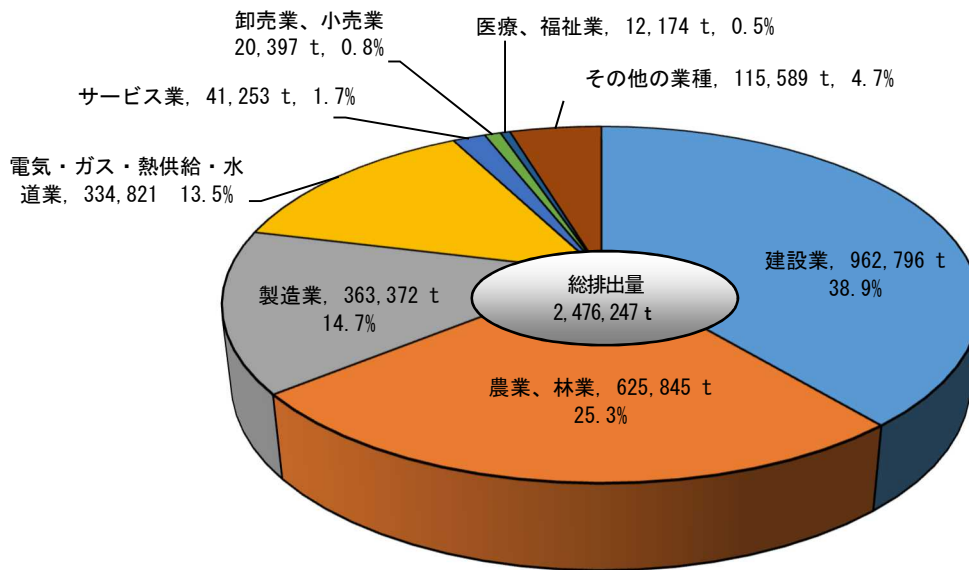
図 13 産業廃棄物の総排出量の推移 (全国・香川県)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 14 産業廃棄物の種類別排出量 (香川県) (令和元(2019)年度)

平成 30(2018)年度の業種別排出量は、建設業 96.3 万トン (38.9%) が最も多く、次いで、農業、林業 62.6 万トン (25.3%)、製造業 36.3 万トン (14.7%) などとなっています。(図 15)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 15 産業廃棄物の業種別排出量 (香川県) (平成 30(2018)年度)

(2) 景気動向の影響

産業廃棄物は事業活動に伴って発生・排出されることから、その総排出量は、景気動向に左右される傾向があります。

産業廃棄物の総排出量を香川県景気動向指数[※](CI:一致指数)と対比すると、平成 19(2007)年 12 月から平成 21(2009)年 6 月にかけての後退期には、リーマンショックの影響もあいまって、総排出量は 227.5 万トン (平成 20(2008)年度) まで減少しました。

その後、平成 21(2009)年 6 月からの拡張期には、増加傾向に転じ、ここ数年は、おおむね 240 万トン台で推移しています。(図 16)

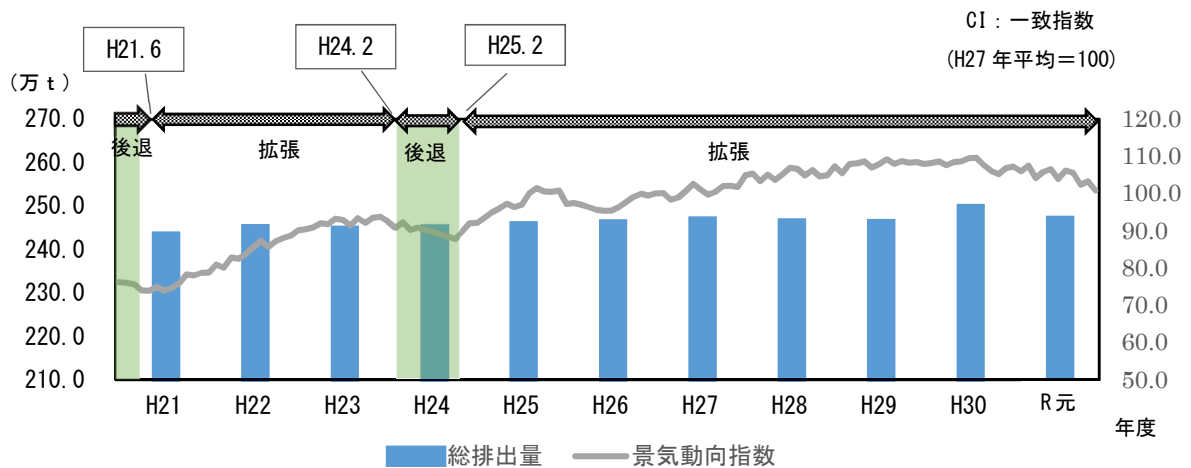


図 16 産業廃棄物の総排出量と景気動向 (香川県)

※ 香川県統計調査課調べ。景気動向指数は、生産、雇用などの様々な経済活動の指標の動きを統合し、景気の現状把握や将来予測のために作成された総合的な景気指標です。CI(Composite Index)は採用した指標の変化率を合成したもので、上昇していれば景気は拡張局面、低下していれば景気は後退局面にあるとみられ、景気変動の大きさやテンポ(量感)を測定するために用います。CIには、景気に対して数ヶ月程度先行して動く先行指数(Leading Index)、ほぼ一致して動く一致指数(Coincident Index)、半年から1年程度遅れて動く遅行指数(Lagging Index)の3つの指数があります。

(3) リサイクルの状況

令和元(2019)年度の再生利用量は173.9万トンで、リサイクル技術の普及や建設リサイクル法などにより、近年は少しずつですが、増加傾向にあります。(図17)

リサイクル率もおおむね同じような傾向にあり、令和元(2019)年度には71.0%にまで上昇しましたが、前計画の目標値である71.5% (目標年度：令和2(2020)年度)は達成できていません。(図17)

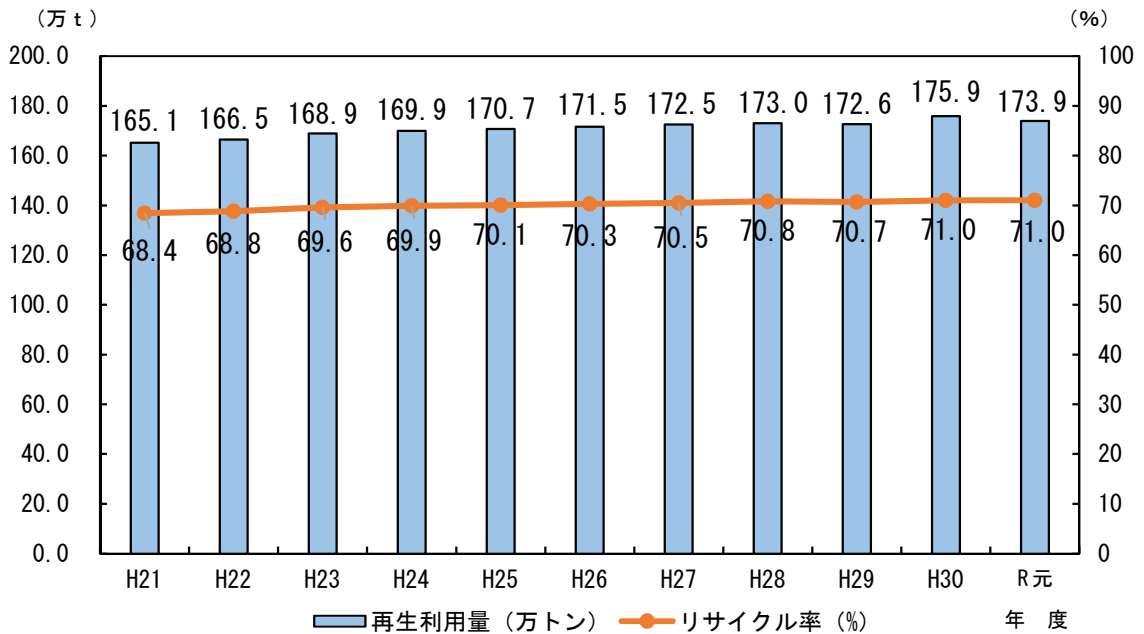
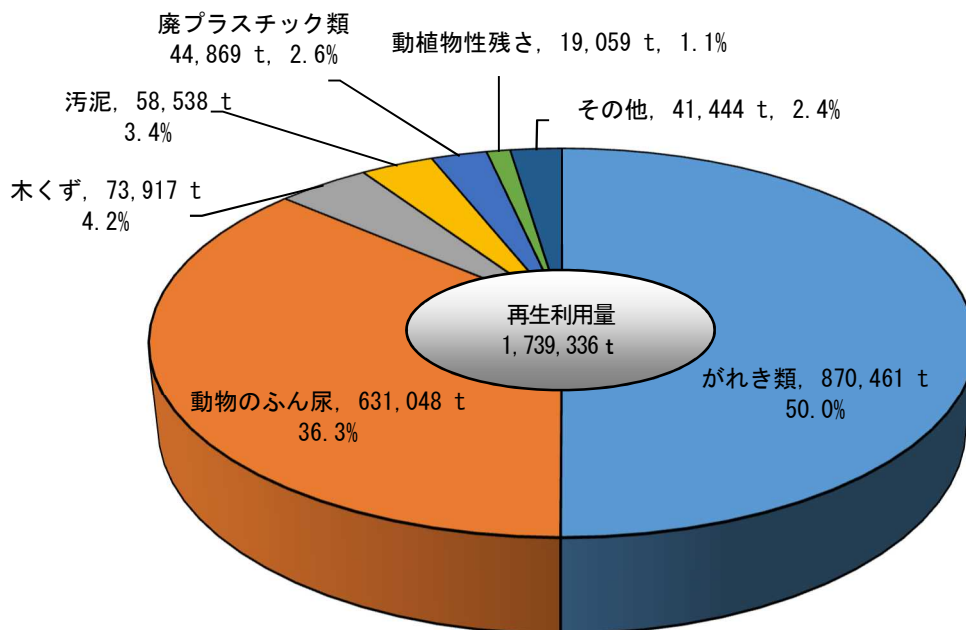


図17 産業廃棄物の再生利用量とリサイクル率の推移 (香川県)

令和元(2019)年度の種別別再生利用量は、がれき類87.0万トン(50.0%)が最も多く、次いで、動物のふん尿63.1万トン(36.3%)、木くず7.4万トン(4.2%)などとなっています。(図18)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図18 産業廃棄物の種別別再生利用量 (香川県) (令和元(2019)年度)

(4) 最終処分状況

最終処分量は、再生利用量の増加に伴い、近年は減少傾向で推移しており、令和元(2019)年度は前計画の目標値(令和2(2020)年度に17.2万トン)を達成した水準にまで減少しています。(図19)

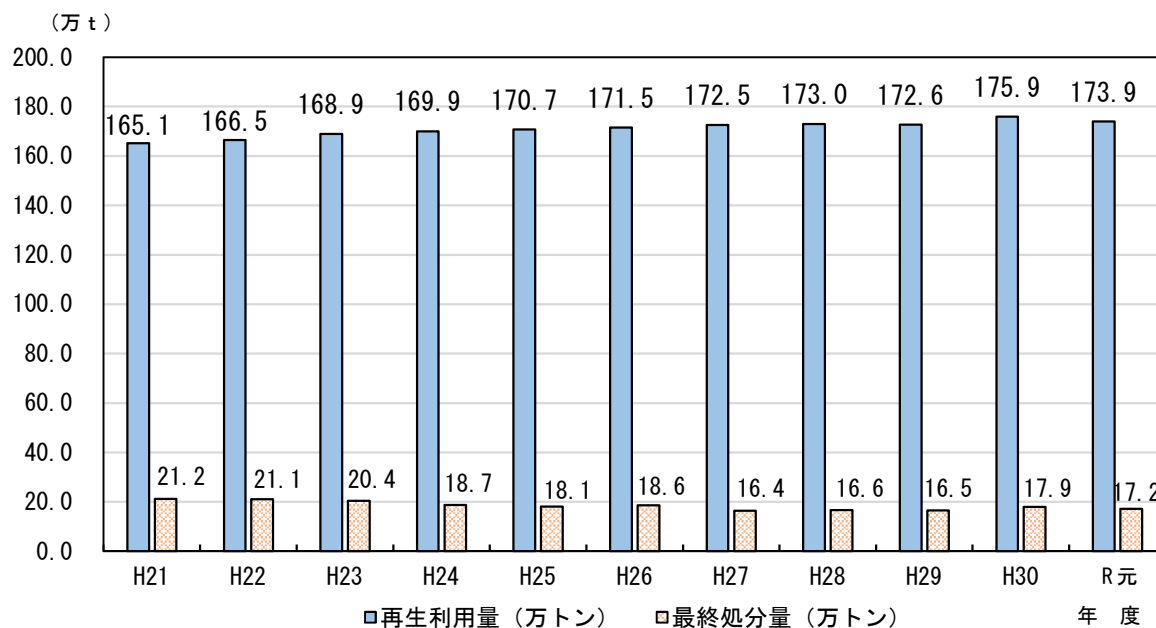
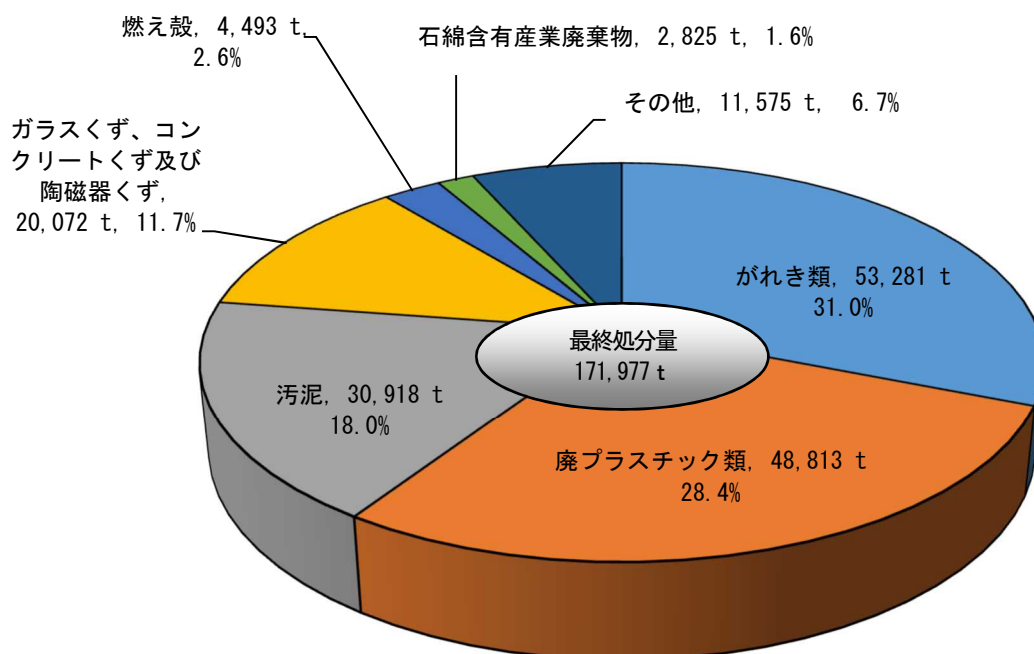


図19 産業廃棄物の再生利用量と最終処分量の推移(香川県)

令和元(2019)年度の種別最終処分量は、がれき類5.3万トン(31.0%)が最も多く、次いで、廃プラスチック類4.9万トン(28.4%)、汚泥3.1万トン(18.0%)などとなっています。(図20)

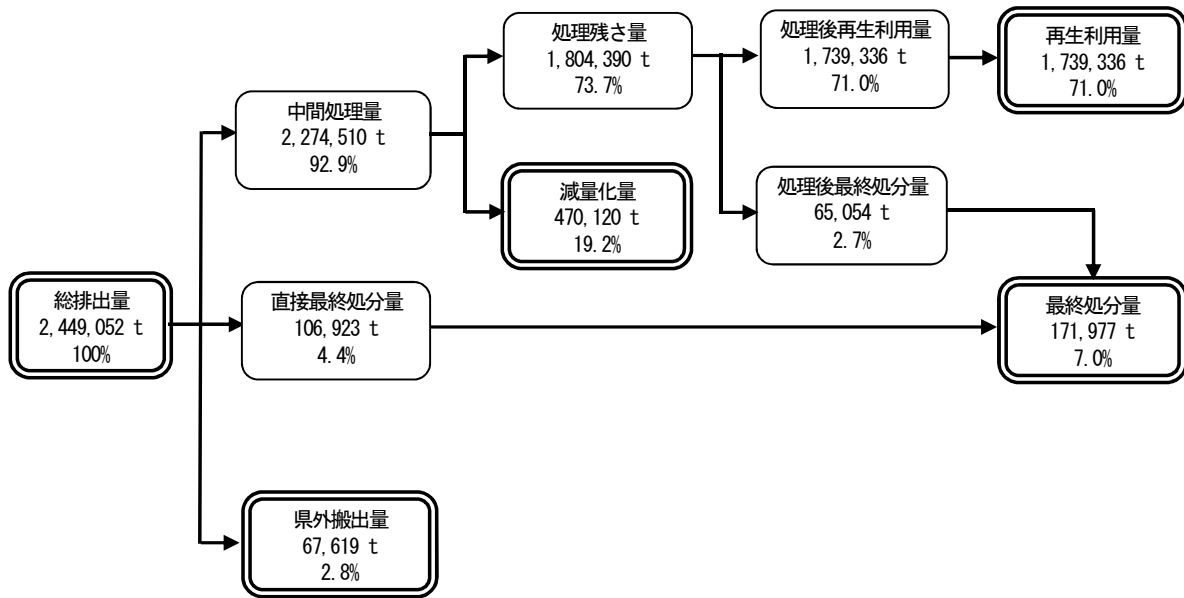


注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図20 産業廃棄物の種別最終処分量(香川県)(令和元(2019)年度)

(5) 処理の流れ

令和元(2019)年度は総排出量のうち19.2%が焼却等の中間処理で減量化され、71.0%がリサイクル、7.0%が最終処分されています。(図21)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図21 産業廃棄物の処理状況(香川県)(令和元(2019)年度)

(6) 処理施設の状況

排出事業者、処理業者、公共が設置している産業廃棄物処理施設(香川県知事又は高松市長の設置許可対象施設)の令和2(2020)年度末現在の状況は、表1のとおりです。

なお、令和元(2019)年度末現在の最終処分場残余容量は161.7万立方メートル、残余年数は9.4年となっています。

【令和2(2020)年度末現在】

処理施設の種類の		高松市	高松市以外	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	8	21	29
	汚泥の乾燥施設	0	1	1
	汚泥の焼却施設	0	0	0
	廃油の油水分離施設	0	1	1
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	1
	廃プラスチック類の破碎施設	2	19	21
	廃プラスチック類の焼却施設	0	1	1
	汚泥のコンクリート固形化施設	0	1	1
	産業廃棄物の焼却施設	4	13	17
	木くずの破碎施設	11	28	39
	がれき類の破碎施設	15	48	63
	小計	40	134	174
最終処分場 (海面埋立を含む)	安定型(埋立中のもの)	1	9	10
	管理型(埋立中のもの)	1	7	8
	小計	2	16	18
合計		42	150	192

表1 県内の産業廃棄物処理施設の設置状況

(7) 処理業者の状況

令和2(2020)年度末現在の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理業の許可状況は、表2のとおりです。

【令和2(2020)年度末現在】

	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	高松市	高松市以外	高松市	高松市以外
収集運搬	140	1,878	16	191
中間処理のみ	43	89	3	5
最終処分のみ	1	4	0	2
中間処理及び最終処分	1	7	0	1
計	185	1,978	19	199

表2 県内の産業廃棄物処理業者の状況

(8) 広域移動の状況

令和元(2019)年度において県外から県内に搬入された量は11.1万トン、県内から県外に搬出された量は6.8万トンです。近年は、県外から県内への搬入、県内から県外への搬出ともに減少傾向にあります。(図22)

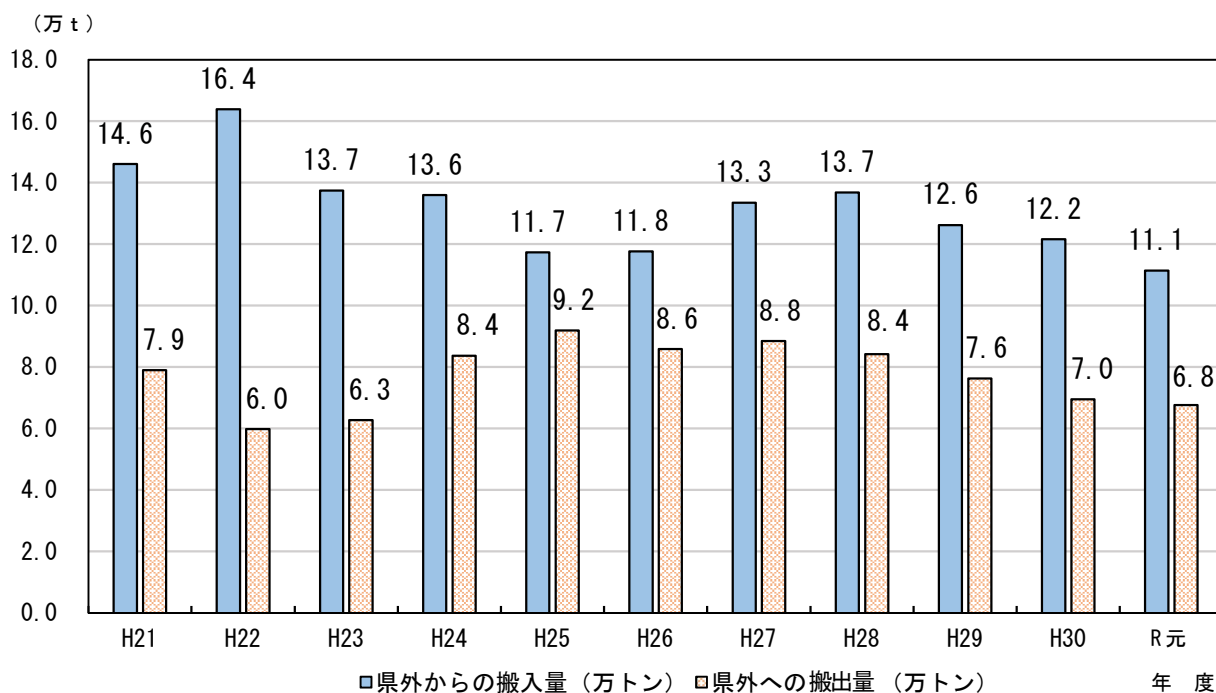
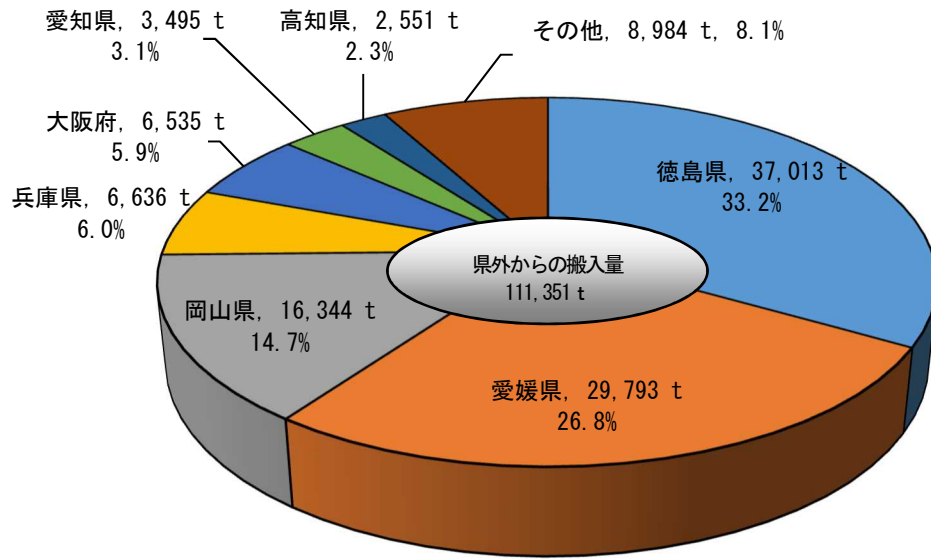


図22 広域移動の状況

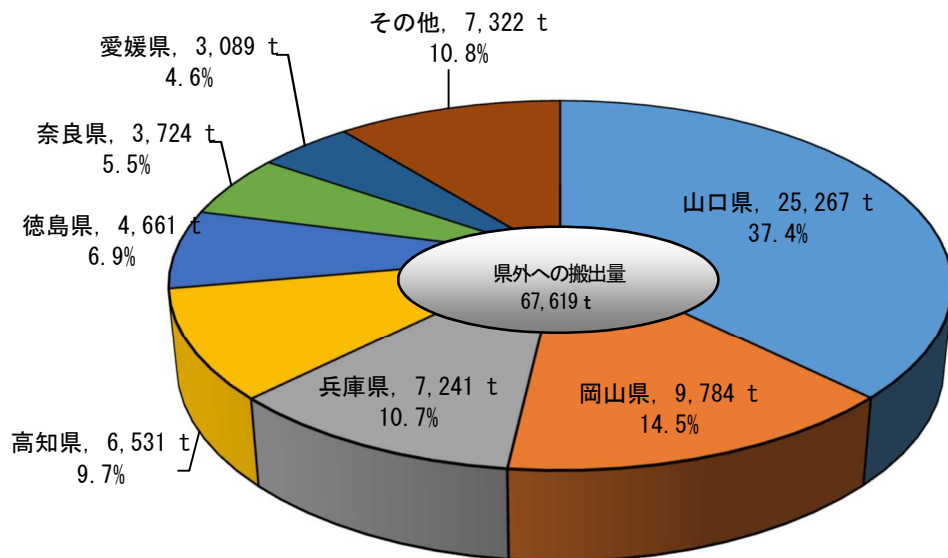
令和元(2019)年度は、34都府県から県内へ搬入されています。都府県別に見ると、搬入量が最も多いのは、徳島県3.7万トン(33.2%)、次いで、愛媛県3.0万トン(26.8%)、岡山県1.6万トン(14.7%)、兵庫県0.7万トン(6.0%)、大阪府0.7万トン(5.9%)でした。(図23)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図23 搬入元別(県外⇒香川県)(令和元(2019)年度)

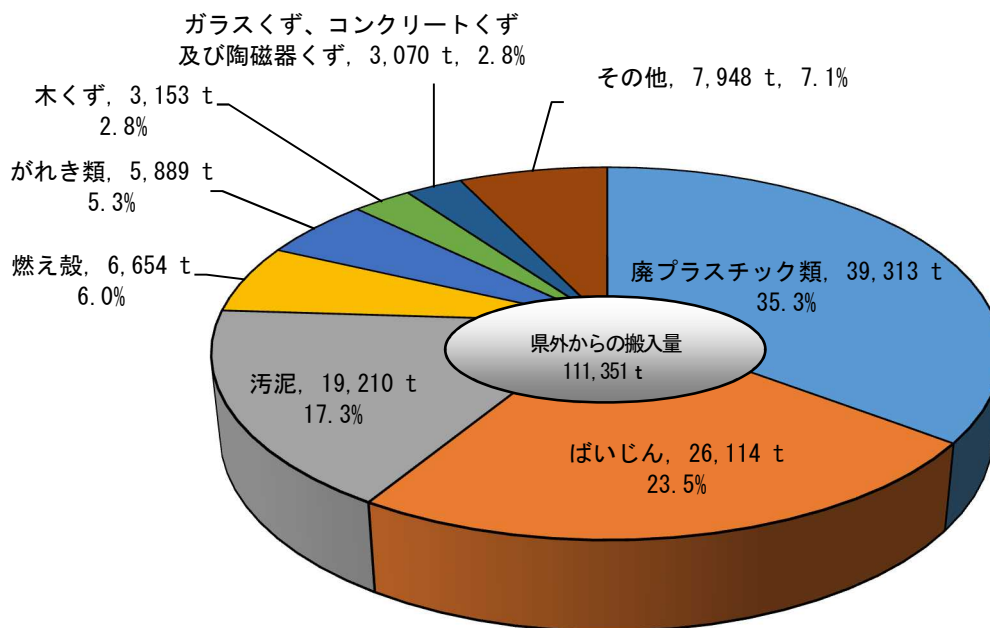
反対に、県内からは24都道府県へ搬出されています。搬出量が最も多いのは、山口県2.5万トン(37.4%)、次いで、岡山県1.0万トン(14.5%)、兵庫県0.7万トン(10.7%)、高知県0.7万トン(9.7%)でした。(図24)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図24 搬出先別(香川県⇒県外)(令和元(2019)年度)

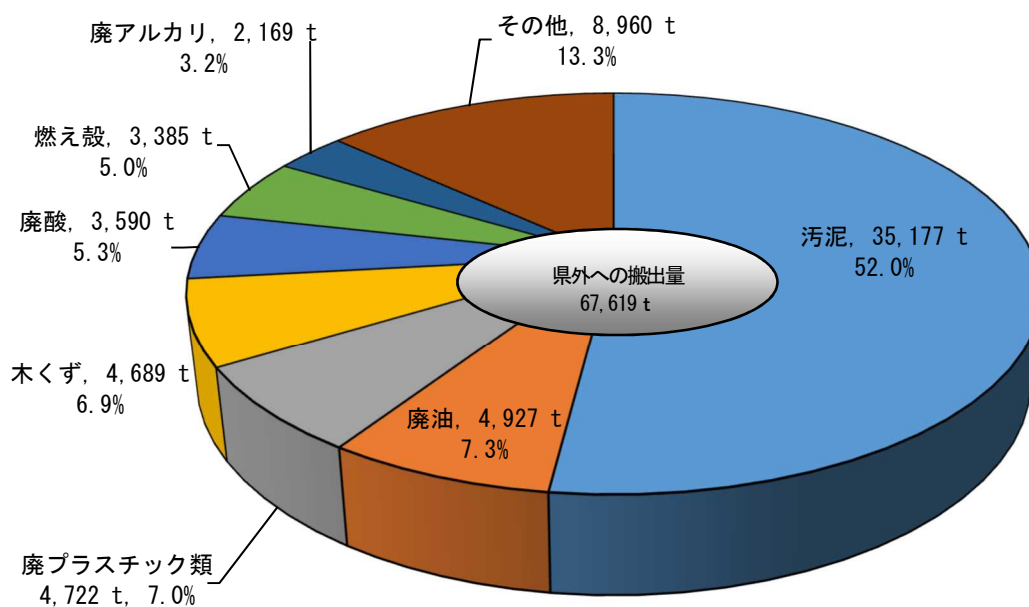
令和元(2019)年度の種別別搬入及び搬出の状況は、搬入種別では、廃プラスチック類及びばいじん
で全体の58.8%を占めています。(図25)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図25 搬入種別 (県外⇒香川県) (令和元(2019)年度)

搬出種別では、汚泥の占める割合が高く全体の52.0%を占めています。(図26)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図26 搬出種別 (香川県⇒県外) (令和元(2019)年度)

3 廃棄物に関する苦情

苦情の件数

平成 21 (2009) 年度には、不法投棄、野外焼却等に対する苦情が年間 302 件寄せられましたが、令和 2 (2020) 年度には 124 件となっており、苦情の件数は大幅に減少しています。

しかしながら、廃棄物の不適正処理に関する苦情は、依然として、後を絶たない状況です。(図 27)

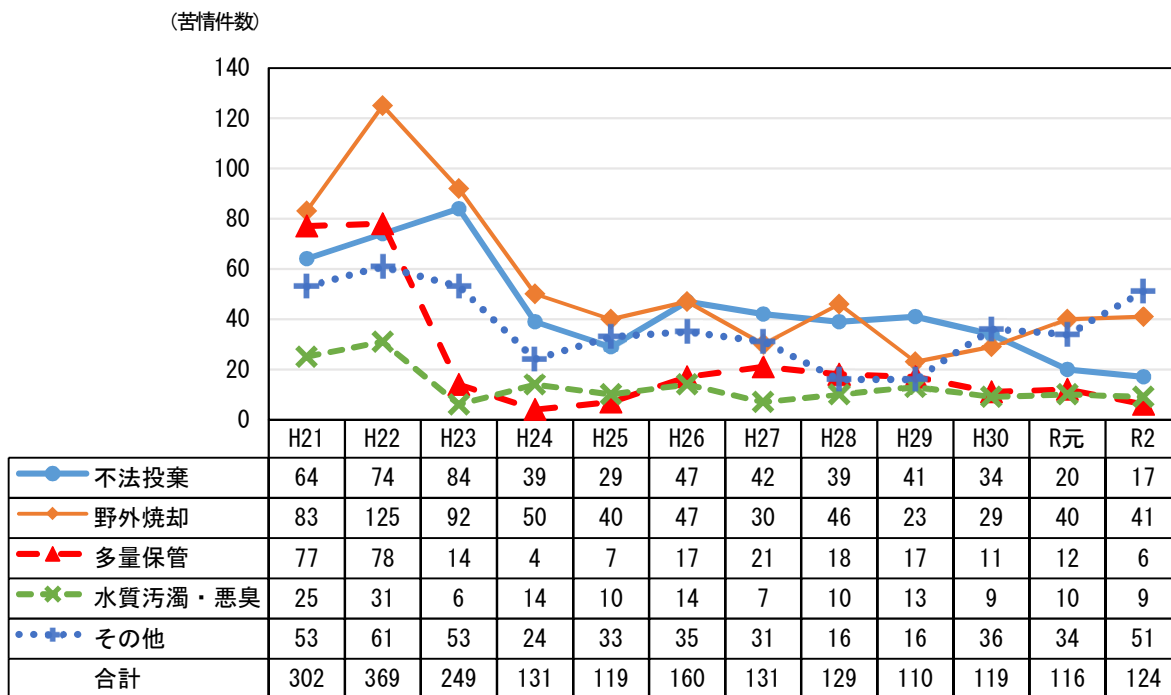


図 27 廃棄物に関する苦情件数の推移 (香川県)

第2節 将来推計

1 一般廃棄物

令和7(2025)年度までの一般廃棄物の総排出量等の将来推計を、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省調査)による市町ごとの過去10年間の実績値を基礎に、減量化等の施策や制度が現状のまま変更されないものと仮定して、将来推計の手法であるトレンド推計方式により行いました。

総排出量

一般廃棄物の総排出量は、近年、減少傾向にあり、発生抑制意識の高まりや人口減少などが今後も続くことにより、減少すると予測しています。計画期間の最終年度である令和7(2025)年度には、総排出量は29.0万トン(図28)、1人1日当たりの排出量は839グラム(図29)になると予測しています。

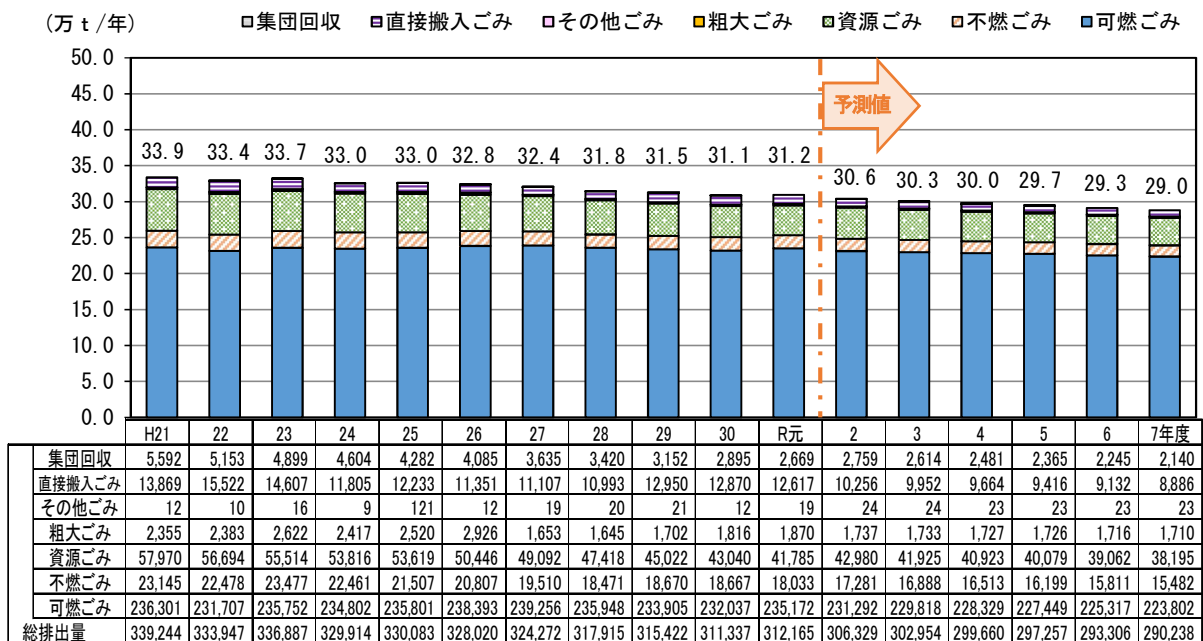


図28 一般廃棄物の総排出量の将来予測(香川県)

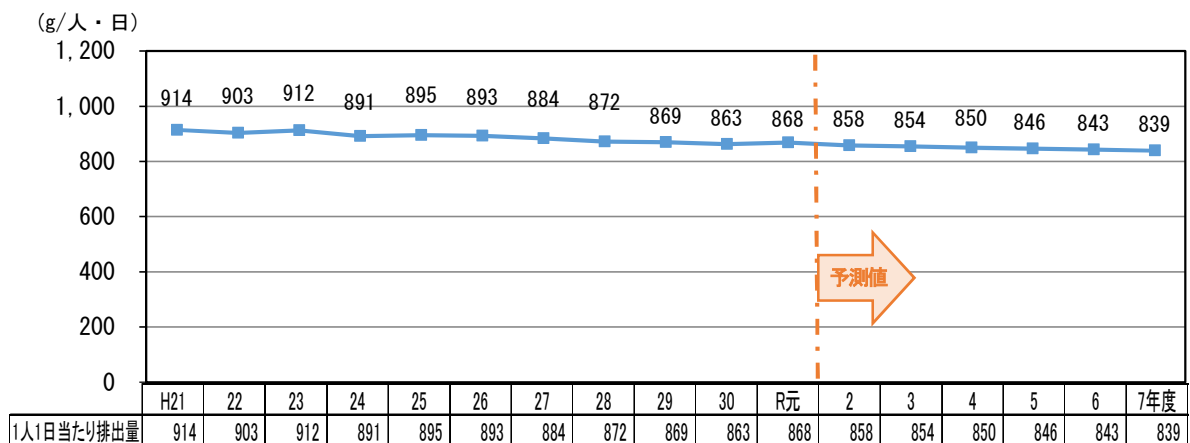


図29 1人1日当たり排出量の将来予測(香川県)

2 産業廃棄物

令和7(2025)年度までの産業廃棄物の総排出量の将来推計を、業種ごとの活動量指標（製造品出荷額や元請完成工事高など）の過去のトレンドについて統計学的手法を用いた時系列解析を行うことで将来の活動量指標の伸び率を算出し、その伸び率に基準年度（平成30(2018)年度）の業種ごとの排出量を乗じることにより行いました。

総排出量

産業廃棄物の総排出量は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれ、令和7(2025)年度の総排出量は、245.2万トンと予測しています。（図30）

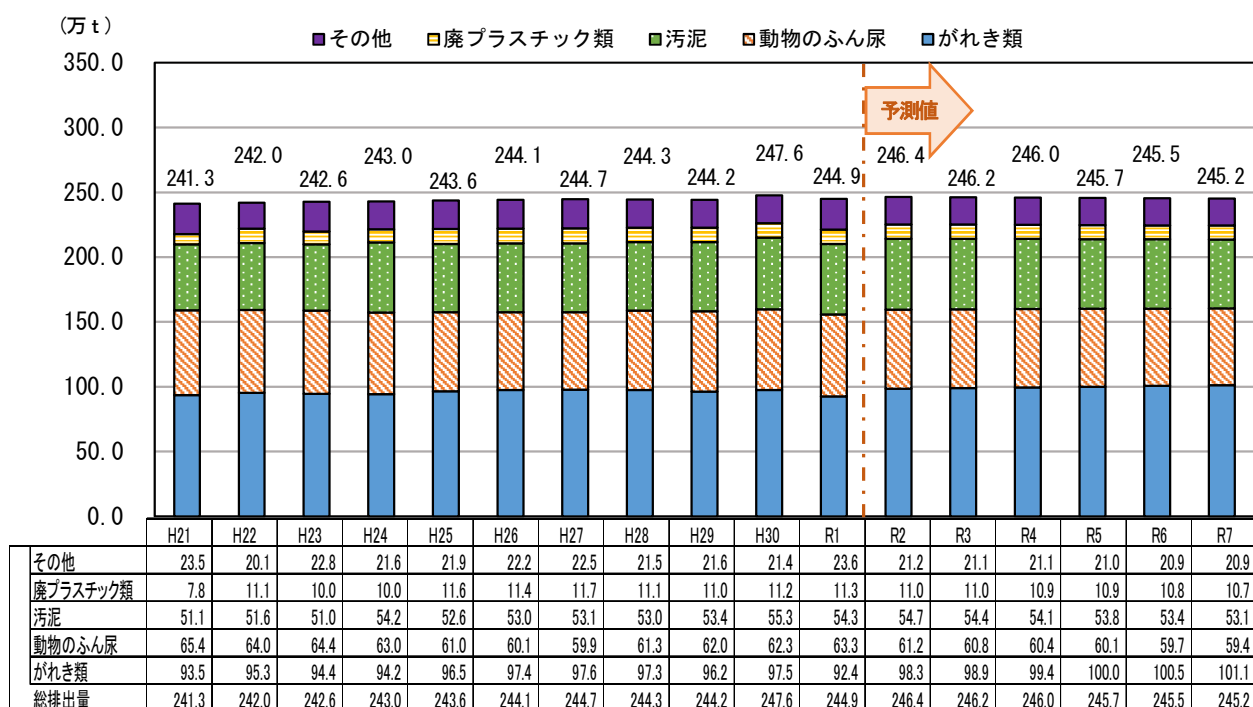


図30 産業廃棄物総排出量の将来予測（香川県）

第3章 県民の意識（県政世論調査から）

1 調査の概要

（1）目的

県政の諸問題について、県民の意見や要望等を把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査方法

調査地域 香川県全域

調査対象 満18歳以上の県民

標本数 3,000

抽出方法 層化二段無作為抽出法

調査法 郵送法

調査時期 令和元(2019)年5月27日 から 令和元(2019)年6月17日 まで

（3）調査項目

- 行政の環境への取組み（満足度・重要度）＜10項目＞
- 環境に優しい行動への取組み（資源の有効利用・廃棄物の適正処理）＜5項目＞
- 行政に期待する取組み（ごみの減量化・リサイクル推進のための取組み）＜9項目＞
- 環境施策に関する要望

（4）回答結果

回答率 51.0%（回答者数：1,530人 ＜男性：701人、女性：797人、不明：32人＞）

2 調査の結果

(1) 行政の環境への取組み

① 現在の満足度

「とても満足」又は「まあ満足」は、『ゴミの分別、リサイクル対策』が2番目に多い52.2%であり、『廃棄物の不法投棄対策』は19.3%と最少でした。

一方、「とても不満」又は「やや不満」は、『廃棄物の不法投棄対策』が最多の39.4%であり、不満度の高さが他の項目と比較して突出しています。なお、『ゴミの分別、リサイクル対策』は14.7%（6番目）でした。（図31）

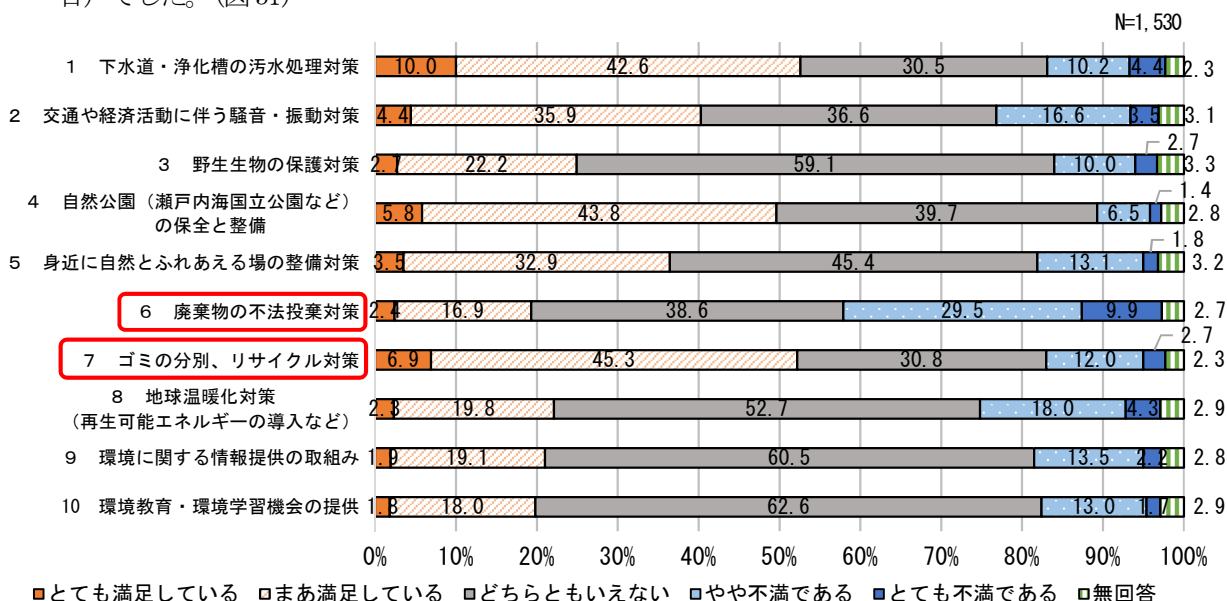


図31 現在の満足度

② 将来の重要度

「とても重要」又は「まあ重要」は、『廃棄物の不法投棄対策』が最多の80.8%であり、『ゴミの分別、リサイクル対策』が3番目の80.2%でした。（図32）

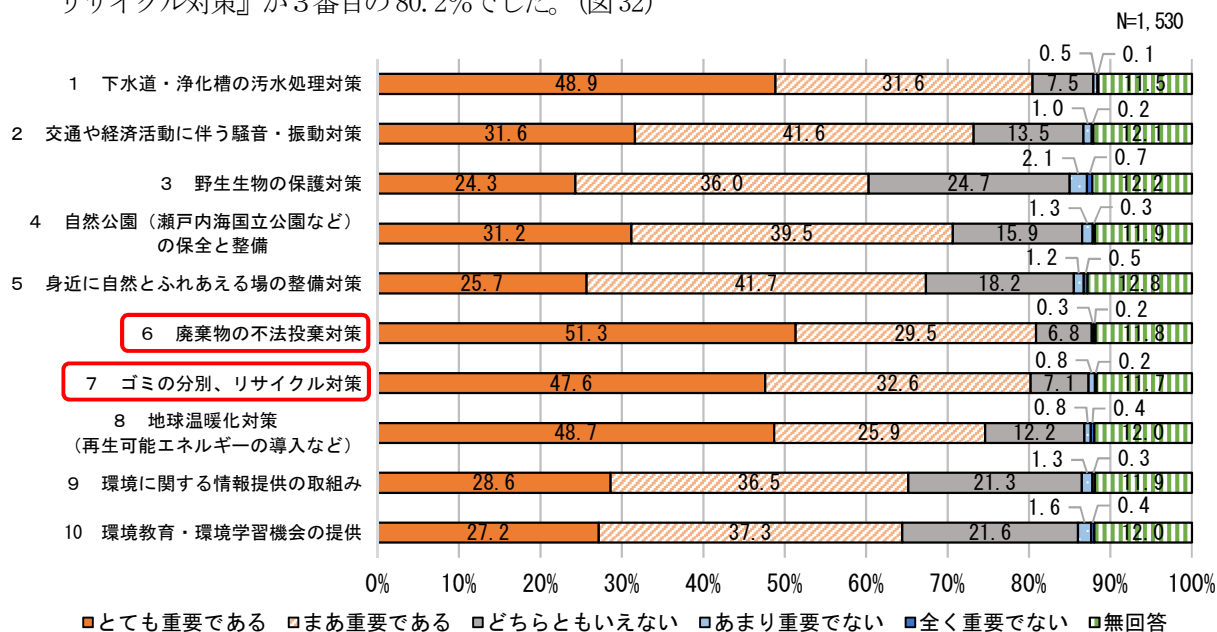


図32 将来の重要度

(2) 環境に優しい行動への取組み（資源の有効利用・廃棄物の適正処理）

「いつもしている」又は「ときどきしている」は、『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している』が最も多く96.4%でした。次いで、『食べ物を大事にして、食べ残しなど、本来食べられるものは捨てない』が88.0%（2番目）、『ゴミのポイ捨て（不法投棄）をしたり、家で燃やしたり（野外焼却や簡易な焼却炉での焼却）しない』が79.3%（3番目）となっており、リサイクルや廃棄物の適正処理、食品廃棄物・食品ロスに関する県民の意識の高さが伺えます。

その一方で、『買い物するときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らしている』は65.3%（4番目）、『リサイクルショップやフリーマーケットを活用するなど、再利用に努めている』は40.9%（5番目）にとどまっており、リサイクルに対する意識は高いものの、リデュース・リユース（2R）に関する意識は、依然として、相対的に低いと考えられます。（図33）

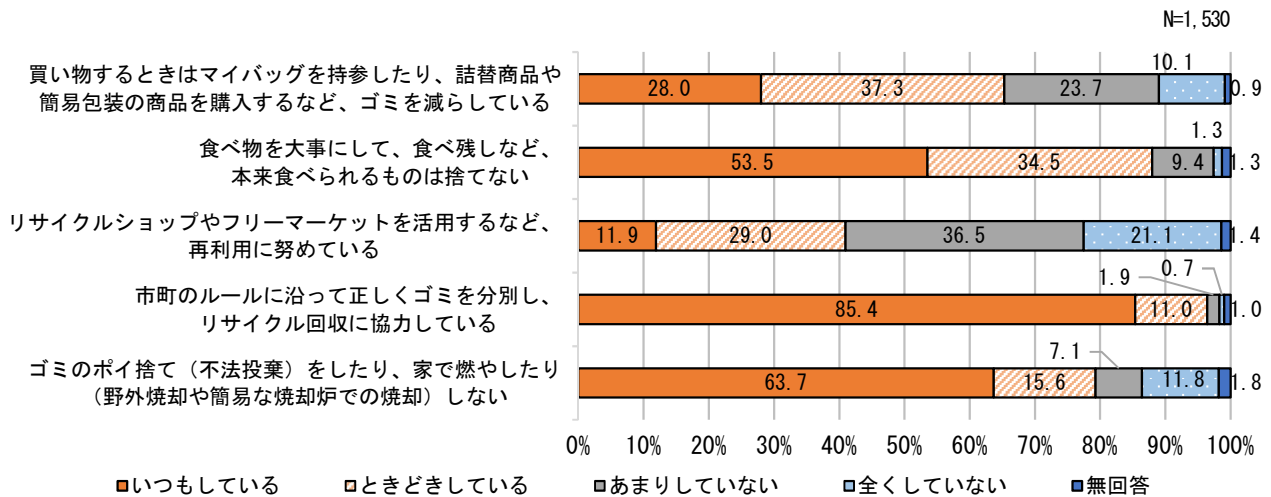


図33 環境に優しい行動への取組み

(3) 効果的な取組み（ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み）

ごみの減量化・リサイクルの推進のための効果的な取組みは、上位から『ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取組み』（923人・60.3%）、『スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化』（622人・40.7%）、『学校や地域における環境学習の充実』（551人・36.0%）という結果になりました。（図34）

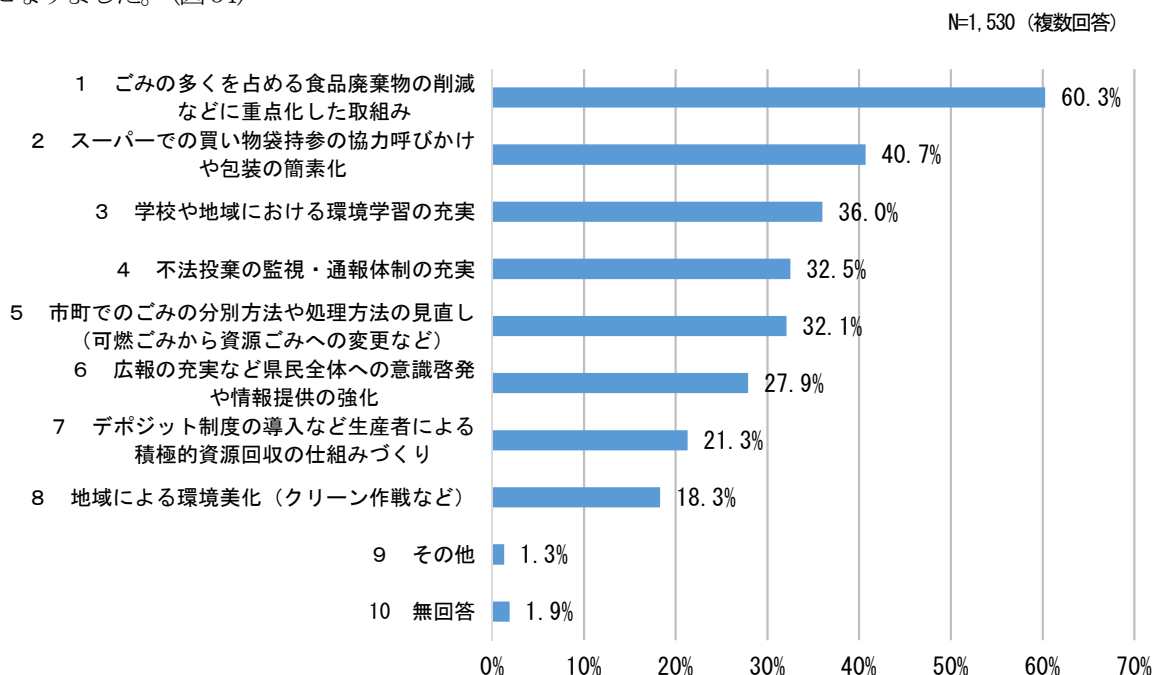


図34 効果的な取組み

(4) 環境施策に関する要望

139人(9.1%)から自由意見があり、廃棄物に関しては、「田での野焼き」や「家庭ごみの焼却」、「海、川、山や道路でのゴミのポイ捨て」といった地域社会で問題となっている一般廃棄物の野外焼却や不法投棄に対して、行政が厳重に対処することを求める意見が目立っています。

また、「行政が環境保全やリサイクルに対する意識を高める努力をするべき」との意見や、「ごみを減らすために県独自の条例を制定してもよいのではないか」との意見がありました。

その他、「小売店等での統一した簡易包装の推進」、「パック詰め商品の少量化」、「レジ袋の有料化」、「公園の清掃や道路の除草へのボランティアの参加」といった提案がされており、県民の廃棄物に関する問題意識は総じて高いことが伺えます。

3 まとめ

県政世論調査の結果では、廃棄物行政の重要度は80%を超えており、これは県民からの期待感の表れでもあります。このため、県民に身近な一般廃棄物を中心に、2R(リデュース、リユース)を意識した3Rの普及啓発やその環境整備、野外焼却や不法投棄対策などをさらに推進するとともに、県民の関心が高い食品廃棄物・食品ロスの削減にも積極的に取り組んでいく必要があります。

第4章 持続可能な循環型社会の形成をめざして

第1節 基本的な考え方

1 計画の基本目標

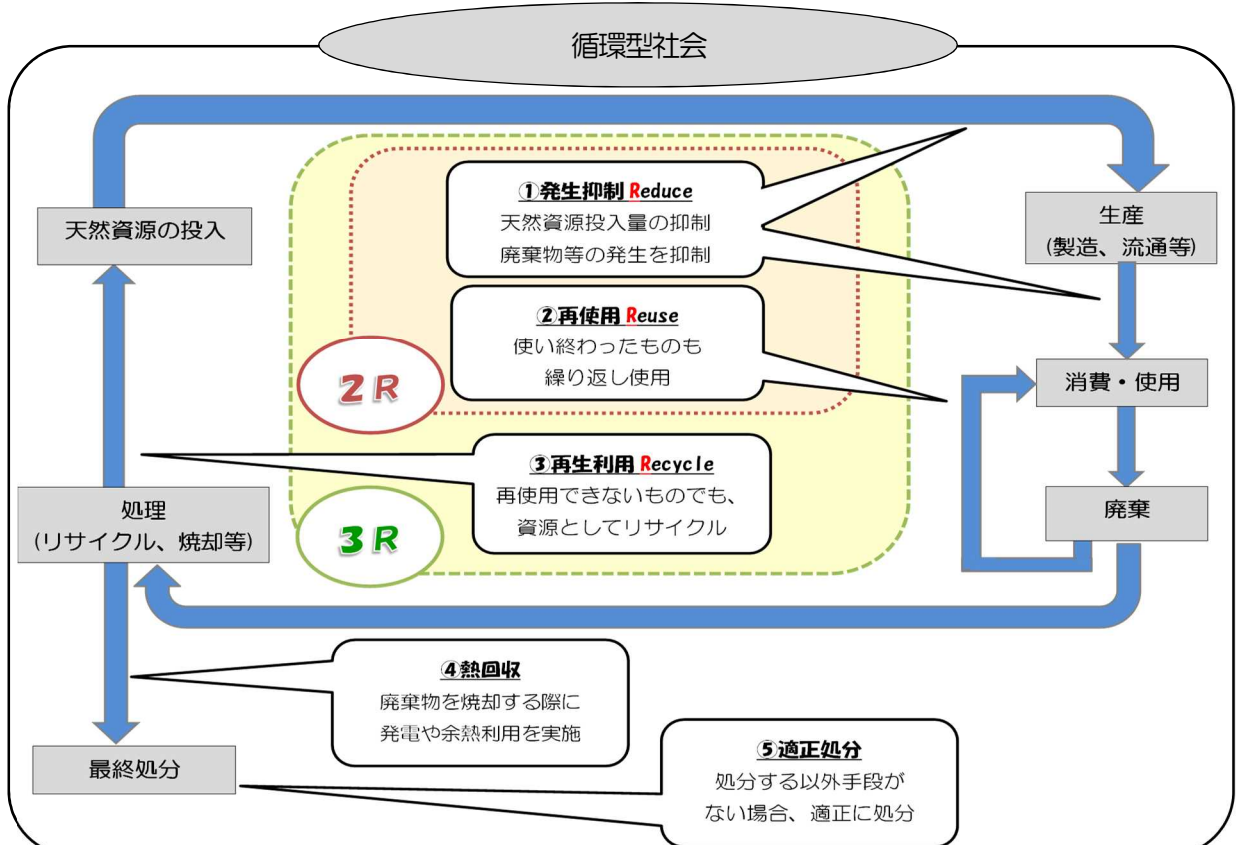
香川県廃棄物処理計画は、香川県環境基本計画の個別計画であり、環境基本計画で定める資源循環分野の基本目標を本計画の基本目標として設定します。

基本目標

環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本法において『循環型社会』とは、①製品等が廃棄物等になることが抑制され（発生抑制 Reduce）、次に、循環資源となったものは環境負荷の低減に配慮しつつ、②再使用（Reuse）、③再生利用（Recycle）、④熱回収の順に可能な限り循環的に利用し、こうした発生抑制及び循環的利用を促進したうえで、なお循環的利用が行われないものは、⑤適正な処分が確保され、もって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）では、第三次計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界をめざすこととされています。



本県においても、2Rにリサイクルを加えた3Rや廃棄物の適正処理を、引き続き、推進するほか、新たな課題となっているプラスチックごみ対策や食品ロスの削減、相次ぐ災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化に重点的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成をめざすとともに、SDGsの目標達成にも貢献していく必要があります。

また、新型コロナウイルスの影響による廃棄物の排出状況等の変化を的確に把握して、適切に対応していく必要があります。

2 基本目標における指標と施策区分・施策の柱

県民や事業者が3Rに取り組み、徹底した資源循環と適正処理を推進することによって形成された持続可能な循環型社会では、廃棄物の最終処分量の減少が見込まれます。

そのため、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を基本目標における指標に設定し、次の施策区分と施策の柱に基づき、県民、事業者、市町その他関係者との連携・協働のもと、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を展開するものとします。

【基本目標における指標】

項 目	単 位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
一般廃棄物の最終処分量	万t	3.1 (R元)	2.6
産業廃棄物の最終処分量	万t	17.2 (R元)	16.1

施策区分

- 1 循環型社会づくりの推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

施策の柱

- 1 2R（リデュース、リユース）の推進
- 2 リサイクルの推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進
- 4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

第2節 目標達成のための施策

施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
1 循環型社会づくりの推進	1-1 2R（リデュース、リユース）の推進	1-1-1 2Rを意識した3Rの普及啓発
		1-1-2 リデュースに向けた取組みの推進
		1-1-3 リユースに向けた取組みの推進
	1-2 リサイクルの推進	1-2-1 多様な主体によるリサイクルの促進
		1-2-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
		1-2-3 循環産業の育成
		1-2-4 リサイクル製品の利用促進
	2 廃棄物の適正処理の推進	2-1 廃棄物の適正処理の推進
2-1-2 監視指導体制の拡充・強化		
2-1-3 廃棄物の適正処理の推進		
2-1-4 不法投棄や野外焼却対策の強化		
2-1-5 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進		
2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化		2-2-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成に向けた施策展開

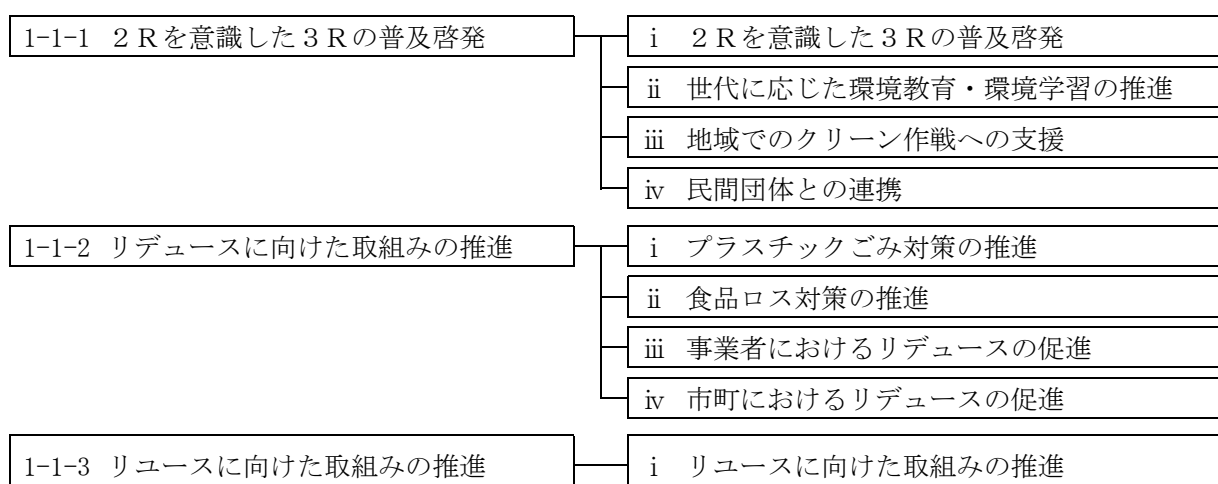
1 循環型社会づくりの推進

1-1 2R（リデュース、リユース）の推進

現状と課題

- ④ 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、リサイクルに先立って2Rを可能な限り推進することが大切ですが、県政世論調査では、リサイクルに対する意識は高いものの、2Rに対する意識は、依然として、相対的に低いという結果になっており、引き続き、2Rを意識した3Rの普及啓発に取り組み、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- ④ 本県の一般廃棄物の総排出量は、令和元(2019)年度の実績が31.2万トンと、平成27(2015)年度の実績(32.4万トン)と比較すると減少しており、今後も、人口減少に伴う自然減が続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられますが、排出量の一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において2Rを推進していく必要があります。
- ④ 本県の産業廃棄物の総排出量は、令和元(2019)年度の実績が244.9万トンと、平成27(2015)年度の実績(244.7万トン)と比較すると増加しており、産業廃棄物の総排出量は景気の動向の影響を受ける面はあるものの、引き続き、持続可能な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざす必要があります。
- ④ 廃棄物については、プラスチックごみや食品ロス^{※9}など新たな課題が顕在化しており、また、新型コロナウイルスの影響による生活様式や経済活動の変容に伴い、廃棄物の種類や排出量に変化が生じる可能性があることなどから、こうした状況を的確に把握して、適切に対応していく必要があります。

施策展開



^{※9} **食品ロス** 本来、食べられるにもかかわらず、売れ残りや食べ残しなど、さまざまな理由で捨てられている食品のことで、食品の生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に発生し、日本全体で年間約600万トン（平成30(2018)年度）と推計されている。

1-1-1 2Rを意識した3Rの普及啓発

i 2Rを意識した3Rの普及啓発

- 家庭や事業所から排出されるごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、県民や事業者に対して、出前講座等の機会や広報誌・ホームページにより、3Rに関する先進的な取組事例などを情報提供するとともに、マイバッグ・マイボトルの持参や詰め替え商品・簡易包装商品等の購入によるごみの削減、リサイクル製品の購入など、環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- プラスチック製容器包装・製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換などに取り組む小売店等を「かがわプラスチック・スマートショップ」に認定・登録して広く紹介するなど、3Rの推進に向けた県民や事業者の機運醸成に努めます。
- 「消費者市民社会」※¹⁰の実現をめざすため、各市町と連携して開催している「くらしのセミナー」において、リサイクル製品の購入など「エシカル消費」（倫理的消費）の普及啓発を行うことにより、消費者教育の推進に努めます。
- ごみ処理には多額の費用を要することを住民に認識してもらうため、市町に対して、環境省が作成した一般廃棄物会計基準に基づく一般廃棄物処理事業に要する費用の分析を行うとともに、分析結果について、住民への周知に取り組むよう促します。

ii 世代に応じた環境教育・学習の推進

- 環境学習教材や環境学習プログラムなどの充実を図り、学校や地域、職場など幅広い場において、子どもから大人まで誰もが世代に応じて学べる場を確保するとともに、より多くの県民に参加してもらえるよう、分かりやすい情報発信に努めます。
- 将来を担う若い世代が3Rを意識したライフスタイルを実践する契機となるよう、大学生等と連携した学生・生徒向けの活動や、小学生等が親子で参加できるコンテストの実施など、若年層を対象とした普及啓発に取り組めます。
- 県内の小・中・高等学校などに協力を依頼し、学校教育等を通じて、ごみの減量化やリサイクルの取組みに関する啓発を行います。

iii 地域でのクリーン作戦への支援

- 河川流域の地域全体で行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や、県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード事業」などを推進します。
- 学校、企業、自治会などに対して、地域の河川や海岸での清掃活動への参加を呼びかけ、子ども、青壮年者から高齢者までが協力して河川や海岸をきれいにする、美化・愛護運動を積極的に推進します。
- 「エアポートクリーン作戦」など地域の一斉清掃について、実行委員会に参画するなど、企画段階からの支援に努めます。

iv 民間団体との連携

- 民間団体等に委託して行っている「体験型環境学習プログラム」の内容を充実させるなど、民間団体や事業者と連携して、学校や地域、職場など幅広い場において、3Rをテーマとした環境学習講座等を実施します。
- 割りばしや古紙、衣類等のリサイクルに取り組む団体や事業所の活動をホームページや冊子等でPRするなど、その取組みを支援します。

※¹⁰消費者市民社会 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数（累計）	店舗	新規	100

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-1-2 リデュースに向けた取組みの推進

i プラスチックごみ対策の推進

- プラスチックごみの発生を抑制するため、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品（レジ袋、スプーン、ストロー等）の過剰な使用の抑制や代替素材への転換を促進するとともに、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック製品の使用の合理化を図ります。
- プラスチック製容器包装・製品の使用量の削減や代替素材への転換などに取り組む小売店等を「かがわプラスチック・スマートショップ」に認定・登録し、広く紹介することにより、事業者の主体的な取組みを促進します。
- 事業者が排出するプラスチックごみ等の排出量を削減するため、排出事業者に対して、廃棄物の分別や再資源化を助言・指導するとともに、県においても、会議等におけるペットボトル飲料の使用量削減など、庁内から排出されるプラスチックごみの削減に率先して取り組みます。
- 海ごみの多くを占めているプラスチックごみについて、海域・陸域一体となった総合的な発生抑制対策に取り組むとともに、同じ瀬戸内海を共有し、お互いに影響を受けている近隣県と連携した広域的な取組みを実施します。

ii 食品ロス対策の推進

- 香川県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携・協働し、本県の現状や特性に応じた取組みを実施することで、家庭や事業者から発生する食品ロスの削減を推進します。
- 家庭における食品ロスを削減する生活習慣「スマート・フードライフ」の県民への定着を図るため、引き続き、各種出前講座や市町と連携した普及啓発を実施するほか、SNSを活用した情報発信・普及啓発にも取り組みます。
- 食品ロス削減に取り組む事業者を認定・登録する「かがわ食品ロス削減協力店制度」の登録店舗の拡大に取り組むとともに、他の店舗にも取組みを波及させるため、登録店舗の取組みをホームページやSNSで広く紹介するほか、登録店舗と連携して、県民や事業者の食品ロス削減に向けた機運醸成に取り組みます。

- フードバンク団体の活動を支援するため、県主催行事等におけるフードドライブ^{※11}の実施や、民間企業等との連携による活動基盤の強化などに取り組むとともに、フードバンク活動^{※12}への支援が広がるよう、認知度の向上と理解の促進に向けた取組みを進めます。

iii 事業者におけるリデュースの促進

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ホームページや各種業界団体が開催する講習会等の機会を通じて、産業廃棄物の自主的な減量化の取組みなど発生抑制に関する普及啓発を行います。
- 年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者（特別管理産業廃棄物については年間50トン）に対して、事業者が提出した産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導するとともに、計画の実施状況をホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを促します。

iv 市町におけるリデュースの促進

- 市町におけるリデュースの取組みが促進されるよう、各市町の年度ごとの総排出量等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。
- 国の施策の動向や他県の先進的な廃棄物減量化施策について情報収集し、情報提供するとともに、それぞれの取組状況に関する情報交換や連携した取組みの検討を働きかけるなど、市町におけるリデュースの促進を図ります。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
一般廃棄物の総排出量	万t	31.2 (R元)	28.0
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	g	868 (R元)	810
産業廃棄物の総排出量	万t	244.9 (R元)	244.0

方向性を同じくするSDGsのゴール



※11 フードドライブ 家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体を通じて、必要としている福祉団体や施設等に寄付する活動

※12 フードバンク活動 包装の破損や印字ミス、賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動

1-1-3 リユースに向けた取組みの推進

i リユースに向けた取組みの推進

- 市町で行っている不用品交換情報提供等の取組みの紹介やマイボトル・マイカップの利用促進、マイボトル・マイカップに商品を提供している店舗の紹介等により、県民のリユースへの関心を高め、リユース行動を促進します。
- リユース容器の利用促進のため、県主催行事で率先して使用するとともに、各種イベント主催者に対しても、積極的な使用を働きかけます。
- リユースショップやリユース品を積極的に利用する県民が増えるよう、リユース市場の普及啓発に努めるほか、容器の回収率を上げるためのデポジット制度の導入など拡大生産者責任^{※13}に基づく廃棄物回収システムの構築を、国に対し、要望します。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県政モニターアンケートで「リユース製品を積極的に利用している」と答えた人の割合	%	26.5 (R3.6 現在)	35.0

方向性を同じくするSDGsのゴール



※13 **拡大生産者責任** 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄などの後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

1-2 リサイクルの推進

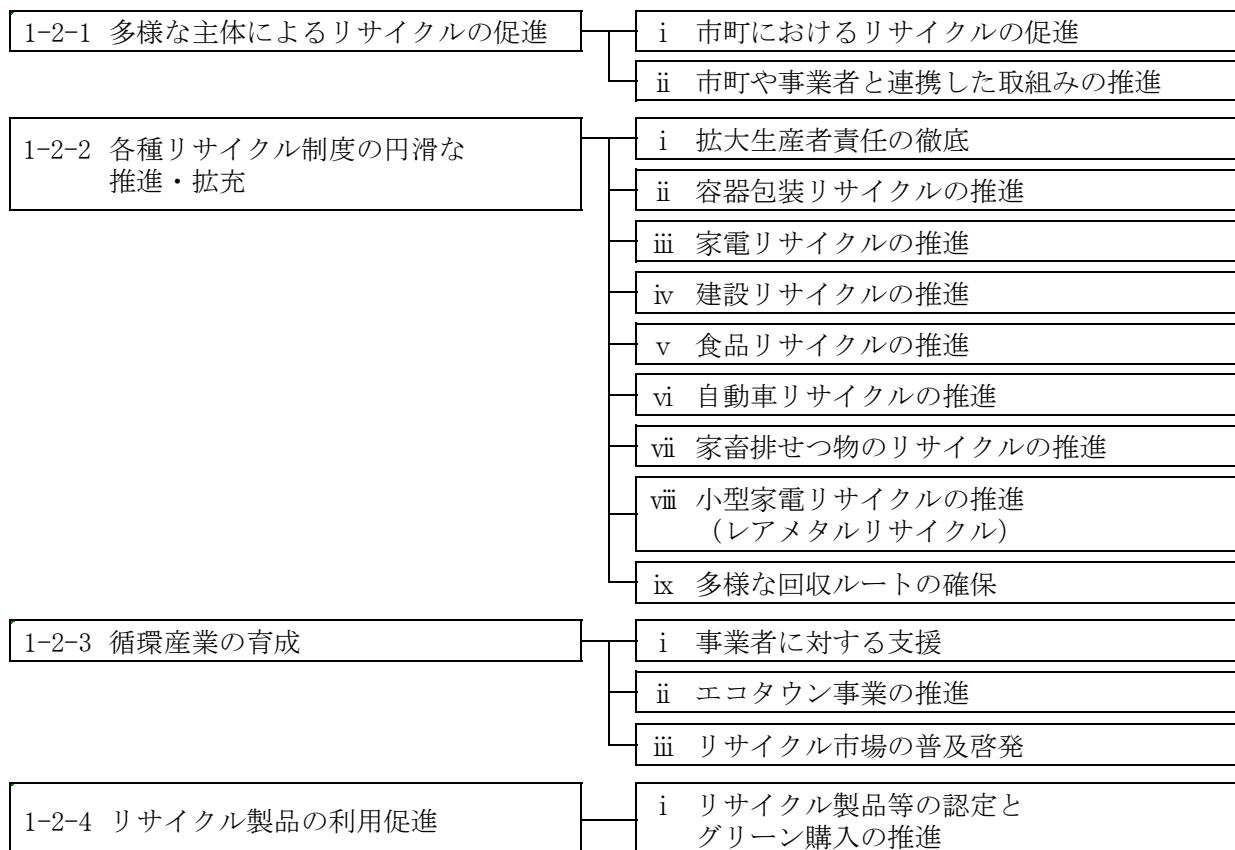
現状と課題

本県のリサイクル率（令和元(2019)年度実績）は、一般廃棄物が18.2%、産業廃棄物が71.0%となっており、平成27(2015)年度実績（一般廃棄物：19.3%、産業廃棄物：70.5%）と比較すると、一般廃棄物は減少（1.1ポイント減）し、産業廃棄物は増加（0.5ポイント増）していますが、近年は、一般廃棄物は横ばいか微減、産業廃棄物は微増で推移しています。

リサイクル率の向上を図るためには、各種リサイクル制度を的確に運用するとともに、特に、市町によって大きな差がある一般廃棄物のリサイクル率（令和元(2019)年度：最高62.1%、最低7.0%）の向上に向け、各市町による主体的な取組みの促進を図るほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化にも適切に対応していく必要があります。

リサイクルを進めるためには、関連事業者の取組みや消費行動の変容を促進することが大切であることから、県内企業の環境関連の研究開発等に対する支援や優良な産廃処理業者の認定等により循環産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の認定制度やグリーン購入の促進等により、リサイクル製品の利用促進に努める必要があります。

施策展開



主な取組み内容

1-2-1 多様な主体によるリサイクルの促進

i 市町におけるリサイクルの促進

- 市町におけるリサイクルの取組みを促進するため、各市町の年度ごとのリサイクル率等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。
- 国の施策の動向や他県の先進的なリサイクル施策について情報収集し、情報提供するとともに、それぞれの取組状況に関する情報交換や連携した取組みの検討を働きかけるなど、市町におけるリサイクルの促進を図ります。
- プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に適切に対応し、リサイクル率の向上が図られるよう、地域ブロックごとに市町と協議する場を設け、広域での分別収集体制などについて検討を行うなど、市町におけるリサイクルの促進に向けた支援を行います。
- 現在、焼却・埋立している廃棄物について、民間施設の活用等による資源化に向けた取組みの検討を働きかけます。

ii 市町や事業者と連携した取組みの推進

- 質の高いリサイクルを可能とするためには、資源ごみの分別の徹底や洗浄など排出者の協力が不可欠であることから、排出時のマナーの向上について、市町や事業者と連携した普及啓発を実施します。
- 事業者が排出するプラスチックごみなどの資源ごみのリサイクルが促進されるよう、廃プラスチックの排出事業者に対して分別の重要性を周知するとともに、リサイクルに関する情報提供を通じて、排出事業者とリサイクル業者とを結びつける取組みを推進します。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2 (R元)	24.0

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-2-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

i 拡大生産者責任の徹底

- デポジット制度は、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、飲料容器等の散乱防止対策として有効であり、その効果的な実施には全国一律の制度導入が必要であるため、デポジット制度の導入など拡大生産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築について、国に対し、要望・提案します。

ii 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装廃棄物の収集運搬等に要する市町の費用負担が大きいことが、一部の市町で分別収

集されずに焼却・埋立されている要因となっていることから、容器包装リサイクル法を見直し、メーカーなどとの費用負担の公平化を図るよう、国に対し、要望します。

- 容器包装リサイクル法に基づかない独自の処理を行っている市町に対しては、リサイクル方法について住民への情報提供を適切に行うとともに、適正なリサイクル等が確実に行われていることを確認するよう指導・助言を行います。

iii 家電リサイクルの推進

- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電の処理が適正に行われるよう、処理方法について住民への周知・啓発を行うとともに、市町とも協力して、不用品回収業者の実態把握に努め、処理が適正に行われていない場合には、必要に応じ、指導等を行います。
- 廃家電の不法投棄や不適正処理を防止するため、リサイクル料金前払い制度の導入などを、国に対し、要望します。

iv 建設リサイクルの推進

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、公共工事での分別解体と再資源化等の徹底を図るとともに、解体工事現場等のパトロールの実施により、民間工事での分別解体と再資源化等を指導します。
- 公共事業などにおいて発生する建設発生土等の再使用やコンクリート塊等の再生利用に努めます。

v 食品リサイクルの推進

- 県内の食品製造業者等から排出される食品関連廃棄物の再生利用等が促進されるよう、食品製造業者や廃棄物処理業者などに対し、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に定められた各主体の役割や、再生利用施設整備に活用できる各種補助事業や融資制度の内容等について、ホームページで情報提供を行います。

vi 自動車リサイクルの推進

- 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく引取業者、フロン類回収業者の登録手続や、解体業者、破砕業者の許可手続の審査を厳格に行うとともに、不適正な処理や保管を行っている事業者に対する監視・指導を行います。
- 香川県放置自動車の処理に関する条例に基づき、県の所有地・管理地、自然公園法の特別地域に放置された自動車は迅速に処理するとともに、市町からの依頼に応じて廃物認定委員会を開催するなど、市町における放置自動車処理事務が円滑に行われるよう支援を行います。

vii 家畜排せつ物のリサイクルの推進

- 家畜排せつ物のリサイクルを推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織し、県・市町・農業団体が連携して、良質な堆肥を生産するための家畜排せつ物の適正処理に向けた指導を行うとともに、堆肥調製に関する技術指導を行います。
- 堆肥生産・供給方法等を記載した堆肥供給者一覧の配布やホームページでの情報発信により、堆肥需要の拡大を図るとともに、耕畜連携による自給飼料の生産や、農家における堆肥利用による地域内利用の拡大を促進します。

viii 小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル）

- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく使用済小型家電の回収促進に努めるとともに、回収主体である市町にとって課題となっている財政負担の軽減が図られるよう、国に対し、要望します。

ix 多様な回収ルートの確保

- 集団回収マニュアルを作成するなど、集団回収やイベント回収の促進、拡大に努めるほか、小売店等が実施している店頭回収等、行政以外の回収ルートの活用を促進します。
- 分別の徹底や洗浄など、店頭回収のマナーに関する啓発を実施し、事業者の負担軽減を図ります。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
産業廃棄物のリサイクル率	%	71.0 (R元)	72.5

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-2-3 循環産業の育成

i 事業者に対する支援

- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なリサイクル工場等の立地を促進します。
- 県内企業の海洋プラスチックごみ問題解決に向けた事業化を支援するため、産業技術センターにおいて、既存のプラスチック製品の代替、減容化等に向けた研究開発を進めるとともに、県内企業による生分解性プラスチックや紙など天然由来成分を活用した代替材・製品等の開発を支援します。
- 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき適切に認定審査を行うとともに、事業者に対する説明会やホームページで認定制度の周知を行い、優良な処理業者の育成に努めます。

ii エコタウン事業^{※14}の推進

- 直島町で実施しているエコタウン事業について、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクルを継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

iii リサイクル市場の普及啓発

- 排出事業者に対するリサイクルの促進につながる分別方法の周知や、排出事業者とリサイクル業者とを結びつける取組みを推進するとともに、リサイクルショップやリサイクル品を積極的に利用する県民が増えるよう、リサイクル市場の普及啓発に努めます。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
産業廃棄物のリサイクル率 (再掲)	%	71.0 (R元)	72.5

※14 **エコタウン事業** 先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン(エコアイランドなおしまプラン)が平成14(2002)年3月に国(経済産業省・環境省)の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-2-4 リサイクル製品の利用促進

1 リサイクル製品等の認定とグリーン購入の推進

- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や、環境負荷の低減に取り組む事業所を、香川県環境配慮モデルとして認定し、製品や事業所をホームページ等により積極的にPRするとともに、四国4県が連携して、認定リサイクル製品の相互推奨に取り組みます。
- 県の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品を購入する「グリーン購入」を推進します。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
県政モニターアンケートで「リサイクル製品を積極的に利用している」と答えた人の割合	%	33.3 (R3.6 現在)	42.0

方向性を同じくするSDGsのゴール



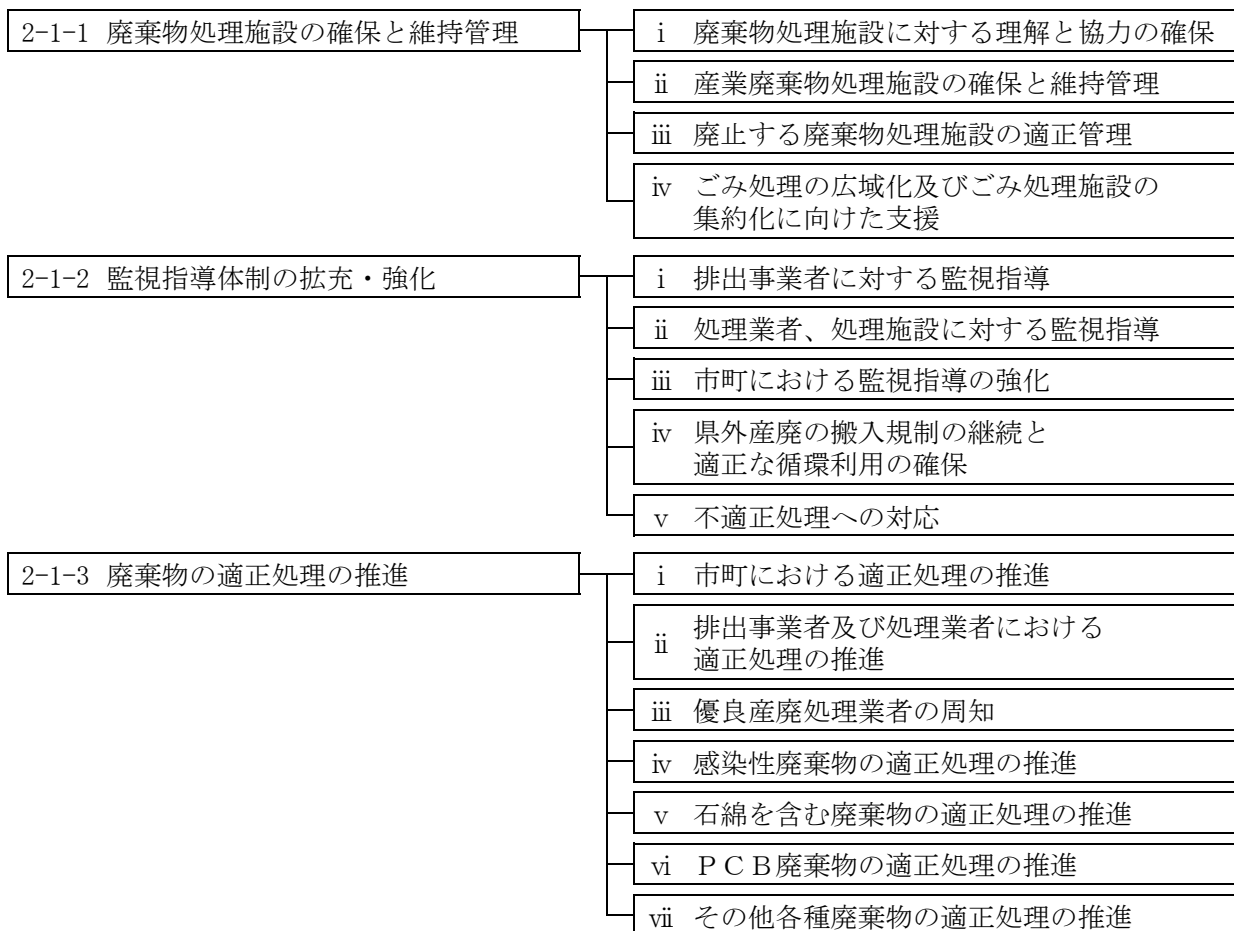
2 廃棄物の適正処理の推進

2-1 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- ④ 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例や、不法投棄、野外焼却に関する県民からの苦情件数は減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況にあり、県政世論調査でも、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっています。
- ④ 廃棄物の適正処理を推進するためには、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、感染性廃棄物やP C B廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理に努めるとともに、市町や関係機関と連携し、不法投棄や野外焼却に対する監視指導を一層充実させる必要があります。
- ④ 本県の最重要課題の一つである豊島廃棄物等処理施設撤去等事業については、関係者の理解と協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、遮水機能の解除等に全力で取り組む必要があります。

施策展開



2-1-4 不法投棄や野外焼却対策の強化	i 不法投棄されない地域社会の構築
	ii 地域でのクリーン作戦への支援【再掲】
	iii 監視、通報体制の充実
	iv 関係機関との連携の強化
2-1-5 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進	i 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進

主な取組み内容

2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理

i 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保

- 廃棄物は、家庭から直接排出されるほか、住宅の新築・解体時や医療など暮らしを支える事業活動からも排出されており、その処理には、廃棄物処理施設が必要不可欠ですが、廃棄物処理施設を「迷惑施設」と考える人が多いことから、廃棄物処理施設の重要性を発信し、施設に対する理解の向上を図ります。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場など廃棄物処理施設の情報をホームページに掲載するなど、可視化を徹底します。
- 廃棄物の処理に地域住民が不安を感じるようなことがあると廃棄物処理施設等に対する不信感につながる恐れがあるため、立入検査や説明会等の機会を捉え、処理業者に対し、廃棄物の処理に当たっては、地域住民に十分配慮したうえで行うよう、協力を求めます。

ii 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」に基づき、生活環境の保全に配慮するなど、地域住民との合意形成や紛争の未然防止に努めるよう設置予定者を指導しながら、計画的かつ適正な産業廃棄物処理施設の確保に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の維持管理状況を確認するため、立入検査を実施し、不適切な状況を発見した場合は、改善指導を徹底します。
- 民間との役割分担を踏まえながら、引き続き、公益財団法人香川県環境保全公社による安定型産業廃棄物最終処分場の管理・運営を行うとともに、将来にわたって産業廃棄物の円滑な処理を継続するため、関係部局と連携して、公的関与による廃棄物処理施設の必要性について検討します。

iii 廃止する廃棄物処理施設の適正管理

- 埋立が終了した一般廃棄物の最終処分場については、廃止確認のために必要な水質検査等の実施を市町に依頼するとともに、毎年、報告される水質等の検査結果を踏まえ、必要に応じ、改善に向けた措置等に関する助言等を行います。
- 埋立が終了した産業廃棄物の最終処分場については、維持管理状況を確認するため、定期的に立入検査や水質検査等を実施するほか、早期廃止に向け、設置者に対する適切な指導・監督を行います。
- 市町の財政事情等により解体が進まない一般廃棄物焼却施設については、解体までの間、適正な管理を促すとともに、必要な財政的援助が受けられるよう、国に対し、要望します。
- 廃止した産業廃棄物の焼却施設については、設置者に対して、放置することによって生活環境保全上の支障が生じないよう早期の解体撤去を促すとともに、解体撤去が完了するまでの間、適切な管理を継続するよう指導・監督を行います。
- 廃止確認後の最終処分場については、速やかに指定区域として指定するとともに、跡地利用

を行う場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づいた適正な利用を推進します。

iv ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた支援

- 将来、ごみ排出量の減少が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保できるよう、「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づくごみ処理の広域化・集約化に向けた市町の取組みを支援するとともに、必要な財政措置が確保されるよう、国に対し、要望します。

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-1-2 監視指導体制の拡充・強化

i 排出事業者に対する監視指導

- ホームページ等による情報提供や関係団体の研修会等の機会を通じて、適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行うとともに、必要に応じ、事業場等への立入調査を行うなど、適切な指導・監督を行います。

ii 処理業者、処理施設に対する監視指導

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替え保管場所や産業廃棄物処分業者の処理施設に対する定期的な立入調査に加え、周辺住民等から通報等があった場合には、直ちに立入調査を実施し、適切に指導・監督を行うほか、県警察や市町等と連携し、ヘリコプターや車両パトロールによる監視を実施します。
- 最終処分場については、廃棄物処理法及び「香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針」に基づき、適正に維持管理されていることを確認するとともに、安定型最終処分場における掘り起こし検査の実施など、許可された廃棄物以外が埋立てされないことがないよう、適切な指導・監督を行います。
- 無許可業者による産業廃棄物処理の受託や無許可での産業廃棄物処理施設の設置が行われることのないよう情報収集に努めるとともに、該当する事案を確認した場合には、迅速かつ適切に対応します。

iii 市町における監視指導の強化

- 不法投棄等を防止するため、関係団体等の支援を活用し、市町における監視カメラの増設を推進します。
- 廃棄物110番に寄せられた県民からの通報等を迅速に情報提供し、市町における不法投棄や野外焼却等への取り締まりの強化に努めます。
- 市町との連携・協力のもと、家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理等を行う事業者に対する監視指導を強化するとともに、市町に対し、チラシ、ポスター、ホームページなど各種媒体を通じて、住民に対する注意喚起を行うよう依頼します。

iv 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保

- 過去に県外の産業廃棄物が大量に県内に搬入され、生活環境保全上の支障を生じさせた経緯等から、持続可能な循環型社会の構築を推進するため、県外の産業廃棄物の搬入については、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」の趣旨を踏まえ、原則、循環の利用が可能な産業廃棄物に限り認め、厳正な審査と情報公開、立入検査により、不適切な県外の産業廃

棄物が搬入されないよう取り組みます。

v 不適正処理への対応

- 不適正処理事案を発見した場合には、生活環境の保全上の支障を未然に防止するため、改善指示書（指導票）を交付しての行政指導を行うほか、必要に応じ、改善命令等の行政処分を行うなど、関係法令に基づき、厳正に対処します。
- 悪質な不適正処理事案に対しては、被害拡大の防止措置を速やかに講じるとともに、厳正かつ迅速に行政処分（事業停止や許可取消し処分）を行い、その旨を公表することにより、不適正処理の拡大や再発の防止を図るほか、必要に応じ、捜査機関等へ刑事告発を行います。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
廃棄物不適正処理苦情件数	件	124	減少

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-1-3 廃棄物の適正処理の推進

i 市町における適正処理の推進

- 市町が廃棄物処理法を適切に運用することによって、適正処理が確保されるよう、専門の講師を招いた研修会を開催するなど、市町職員の知識の向上を支援します。
- 不用品回収業者によるトラブルや許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動などに適切に対応するため、市町への情報提供と市町間の連携強化に努めます。
- 市町が、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画や、施設の整備・維持管理に対する国からの支援である循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために必要となる循環型社会形成推進地域計画を策定するに当たり、技術的助言などの支援を行います。

ii 排出事業者及び処理業者における適正処理の推進

- 処理業者や多量排出事業者に対して、立入指導や説明会の開催に合わせ、manifestoの適正な運用を指導するとともに、事務処理の負担を軽減できる電子manifestoの積極的な利用を働きかけます。
- 収集運搬業者や自社運搬を行う排出事業者に対し、運搬車に係る法定表示の徹底などの処理基準が遵守されるよう、ホームページによる情報提供や説明会等の開催などにより、周知や指導を行います。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場など廃棄物処理施設の情報をホームページに掲載するなど、可視化を徹底します。【再掲】
- 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで、埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど、維持管理積立金制度の円滑な運用に努めます。

iii 優良産廃処理業者の周知

- 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合しているとして認定した優良産廃処理業者について、

ホームページ等を活用して情報発信し、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい環境を整備します。

iv 感染性廃棄物の適正処理の推進

- 医療機関における感染性廃棄物については、「感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導します。
- 在宅医療廃棄物については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会）に沿った処理体制の構築を市町に働きかけるほか、家庭からの適正な排出方法について啓発します。
- 訪問看護ステーションの看護師等が患者宅で訪問看護を行った際に生じる廃棄物については、「訪問看護における在宅医療廃棄物標準取り扱いマニュアル」（公益社団法人香川県看護協会）により、適正な処理を行うとともに、患者に対しても、訪問看護師等を通じて、在宅医療廃棄物の適正な処理方法の指導を行います。
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、国が策定したガイドラインに基づく対策が適正に実施されるよう、処理業者や排出事業者、市町等に対する周知を徹底します。

v 石綿^{※15}を含む廃棄物の適正処理の推進

- 今後、石綿（アスベスト）含有建築材料を多用した建築物が改築・解体時期を迎え、解体工事等に伴う多量の石綿含有廃棄物等の排出が見込まれるため、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き、指導・助言等を行います。
- 産業廃棄物破砕施設等の中間処理施設や最終処分場への立入検査により、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止や、廃石綿等の処理基準の遵守について、指導・監督を行うなど、石綿含有廃棄物等の適正処理を推進します。

vi PCB^{※16} 廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく届出や処分期間内の処分、廃棄物処理法に基づく適正な保管等の徹底を図ります。
- PCB廃棄物の処理については、「香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って、関係行政機関やPCB廃棄物処理業者など関係者と連携し、期限までに確実に適正な処理が行われるよう取組みを進めます。
- PCB廃棄物の保管や処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年、公表するとともに、パンフレットやホームページ等を活用して、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及や意識の向上を図ります。

vii その他各種廃棄物の適正処理の推進

- 海ごみについては、香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、不法投棄対策を含む発生抑制対策や回収・処理対策など、関係機関と連携して、海域・陸域一体となった総合的な対策を推進します。
- 農業生産資材廃棄物については、香川県野菜振興協議会を中心に、農業者に対し、生産活動と一体となった廃棄物の減量化や適正処理について、啓発活動を行います。
- プラスチック製などの漁業系廃棄物については、漁業者等に対し、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」（環境省）や「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」（水産庁）に基づく適正処理について、意識啓発を行います。

※15 石綿（アスベスト） 天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

※16 PCB（ポリ塩化ビフェニル） Polychlorinated biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れていたため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサなどの電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和43(1968)年に健康被害（カネミ油症事件）が発生したことでその有害性が判明し、昭和47(1972)年以降、製造や使用が禁止された。PCBが含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
廃棄物不適正処理苦情件数（再掲）	件	124	減少

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-1-4 不法投棄や野外焼却対策の強化

i 不法投棄されない地域社会の構築

- 不法投棄の防止について、ホームページ等の各種媒体を活用した広報や、環境教育・環境学習での啓発を実施するほか、海ごみゼロウィーク（5月30日～6月8日）等に合わせて、市町や関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- これまでに寄せられた不法投棄に関する通報等から、不法投棄されやすい場所や地域の特性を分析し、それぞれの特性に応じた効果的な不法投棄防止策を講じるほか、悪質な不法投棄現場については、ホームページでの公表を行うなど、住民等との連携による不法投棄されない地域づくりを促進します。
- 家電メーカー等が家電リサイクル法対象品目の不法投棄対策として拠出する「不法投棄未然防止事業協力」の積極的な活用を、市町に対し、周知するとともに、制度の継続と利用しやすい制度への改善を、国に対し、要望します。

ii 地域でのクリーン作戦への支援【再掲】

- 河川流域の地域全体で行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や、県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード事業」などを推進します。
- 学校、企業、自治会などに対して、地域の河川や海岸での清掃活動への参加を呼びかけ、子ども、青壮年者から高齢者までが協力して河川や海岸をきれいにし、美化・愛護運動を積極的に推進します。
- 「エアポートクリーン作戦」など地域の一斉清掃について、実行委員会に参画するなど、企画段階からの支援に努めます。

iii 監視、通報体制の充実

- 廃棄物対策課及び県内4地域の出先事務所に設置した指導監視機動班を中心に不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁等と連携したヘリコプターによる上空からの合同パトロールや、不法投棄が行われやすい夜間や休日のパトロールを実施するなど、不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。
- 不法投棄の早期発見を目的とした協定を締結し、「不法投棄監視中」のステッカーを車両に貼り付けて走行してもらうなど、民間団体と連携した不法投棄防止のためのさまざまな取組みを進めます。
- 廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、県警察など関係機関との連携を密にして、早期の情報収集に努め、不適正事案に対しては、早期対応を図ります。

iv 関係機関との連携の強化

- 県、県警察、海上保安庁、高松市等で構成する香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会と、地域ごとに設けられた、その地域を所管する県の出先事務所、警察署、市町で構成される協議会において、定期的に情報交換を行うなど、関係機関、団体との連携を図ります。
- 一般廃棄物の排出抑制やリサイクル、適正処理に向けた取組みに対して助言を行うほか、産業廃棄物についても、住民生活や地域産業と密接な関わりがあることから、市町職員を県職員として併任するなど、県と市町との連携に努めます。
- 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ的確な対応を図るため、隣接県との連携に努めます。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
産業廃棄物不法投棄件数 (10トン以上)	件	0	0件を継続

方向性を同じくするSDGsのゴール





2-1-5 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進

i 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進

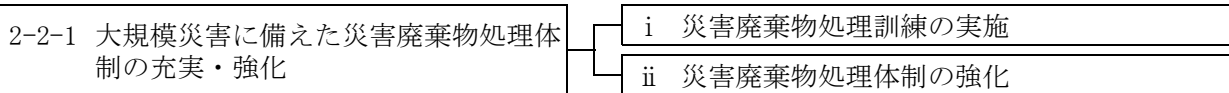
- 関係者の理解と協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、遮水機能の解除等に全力で取り組みます。

2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化

現状と課題

-  近年、全国各地で甚大な災害が発生し、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後30年以内の発生確率が70～80%といわれる南海トラフ地震（発生頻度が高いL1クラス）が発生した場合、約73万トン（平年の約2.3倍）の災害廃棄物が発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されています。
-  本県では、県及び各市町において、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理行動マニュアル」を作成し、国や関係機関が連携した災害廃棄物処理広域訓練を実施していますが、継続的に訓練を行うとともに、訓練で明らかとなった課題や被災自治体からの情報を踏まえ、計画や行動マニュアルがより実行性の高いものとなるよう見直すなど、引き続き、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

施策展開



主な取り組み内容

2-2-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

- i** 災害廃棄物処理広域訓練の実施
 - さまざまな状況を想定した災害廃棄物処理広域訓練を継続的に実施し、県や市町担当職員の対応力の向上や市町・関係団体との連携の強化を図ります。
 - 四国内の国の機関、県、市等で構成する災害廃棄物対策四国ブロック協議会と連携して、定期的に訓練を実施するなど、県域を越えた広域的な連携・協力体制の強化を図ります。
- ii** 災害廃棄物処理体制の強化
 - 香川県災害廃棄物処理計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアルが、より実行性の高いものとなるよう、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況を踏まえた見直しを行います。
 - 市町においても、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理行動マニュアルの見直しが進むよう、必要な情報提供や技術的助言等を行います。

指標

項目	単位	現況【R2年度】	目標【R7年度】
災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町	市町	0	全市町

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 推進体制

計画の推進には、県民、事業者、民間団体、国・県・市町などすべての主体が、循環型社会の形成という共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを着実に進めることが必要です。

1 県民の役割

わたしたちの日常生活から排出される廃棄物は、環境への負荷を与えていることを自覚したうえで、循環型社会の形成のためには一人ひとりの行動が重要であることを認識し、ライフスタイルを見直すことなどにより、2Rを意識した3Rの実践に努めることが必要です。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断るとともに、マイバックを持参してレジ袋の使用を控える。 ・ワンウェイプラスチック（スプーン、ストロー等）の提供を断る。 ・食べ残しをしない、食材を使い切るなど、食品ロスを出さないようにする。 ・長く使えるものを選び、壊れた場合は修理するなど、ものを大切に使い、不要なものは買わない。 ・リターナブルびんを使用している商品や詰め替え商品などを選ぶ。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。 ・一時的に必要なものは、リースやレンタルで使用する。
再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う不用品交換情報や民間のリサイクルショップ、フリーマーケットを活用するなど、使わなくなったものを必要な人に譲る。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。【再掲】
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・決められたルールに従って、ごみの分別を行う。 ・自治会等の集団回収に協力する。 ・スーパー等の店頭回収を利用する。 ・エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい製品を選ぶ。 ・家電リサイクルなどの法制度を守る。 ・ごみの自家処理に挑戦する。（コンポスト容器、生ごみ処理機）
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない。 ・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。 ・地域等での清掃活動などの環境美化活動に参加する。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政[*]に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物110番（24時間受付）</p> <p>電話・FAX：087-832-5374</p> <p>電話：0120-537483（フリーダイヤル）</p> </div>

2 事業者の役割

廃棄物の排出事業者は、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、発生抑制や適正処理の推進に努めるとともに、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の趣旨を十分認識して、事業活動を行うことが必要です。

また、処理業者は、廃棄物の適正処理を通じて、循環型社会の形成を支え、地域の生活環境の保全に資する責任があることを十分に認識し、法令遵守はもちろん、知識や処理技術の向上、地域との協調に努めることが必要です。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> 原料調達、製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、長く使える製品を消費者に提供する。 包装の簡素化、包装資材の減量化に努める。 不良品の削減や再原料化の推進に努める。 修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービスを行う。
再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> リユースしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 包装、梱包など使用済み製品の再使用に努める。
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 質の高いリサイクルを可能とするため、自らの事業活動によって排出される廃棄物の分別を徹底し、再生利用が可能なものはリサイクル業者に引き渡す。
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任^{※17}により、廃棄物を適正に処理する。 事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。

※17 排出事業者責任 廃棄物等を排出する事業者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

3 民間団体の役割

自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、循環型社会の形成を進めるうえでの各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが必要です。また、循環型社会の形成に向け、人材育成の担い手や実践活動の推進役となることが期待されます。

区分	わたしたちにできること
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発活動を実施する。 ・フリーマーケットや環境イベント等を開催する。
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、ごみの分別など適正な排出を呼びかける。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政※に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※廃棄物110番（24時間受付）</p> <p>電話・FAX：087-832-5374</p> <p>電話：0120-537483（フリーダイヤル）</p> </div>

4 行政の役割

(1) 市町

市町は、地域内の一般廃棄物の処理責任を担い、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画を策定し、地域の特性を踏まえた3Rの取組みの促進を図るとともに、分別収集の徹底、廃棄物処理施設の整備、不法投棄や不適正処理対策などを計画的に実施することが必要です。

また、ごみ処理の広域化・集約化や災害廃棄物処理対策などの広域的な課題等については、県や他の市町と連携・協働して、施策を推進することが求められます。

(2) 県

県は、広域的な視点から、県内の一般廃棄物、産業廃棄物の処理状況を的確に把握したうえで、県民、事業者、市町等と連携・協働して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と適正処理の確保など持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するとともに、必要な制度の改正などについて、国に対し、提案等を行います。

5 計画の推進及び進行管理

本計画を推進するためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれ適切な役割分担と責任のもと、より積極的な循環型社会の形成に向けた取組みを行うことが必要です。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、3Rや廃棄物の適正処理に関する情報提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を呼びかけるなど、県民、事業者、民間団体との連携と協力のもとに計画を推進します。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者に最も身近な行政主体である市町と連携するとともに、必要に応じて情報提供や技術的助言を行うなど、市町の取組みを支援し、一般廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ、施策や事業の見直しを行いながら、目標の達成をめざします。



(ごみの減量化やリサイクル推進のシンボルキャラクター)

參考資料

指標一覽

指標一覧

指 標	単位	施策項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
1 一般廃棄物の最終処分量	万 t	基本目標	3.1 (R元)	2.6	県民の3Rの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想2.9万 tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、現況(R元)の3.1万 tから0.5万 tの削減をめざす。
2 産業廃棄物の最終処分量	万 t	基本目標	17.2 (R元)	16.1	事業者の3Rの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(R元)の17.2万 tから1.1万 tの削減をめざす。
1 循環型社会づくりの推進						
3 かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数(累計)	店舗	1-1-1	新規	100	近年、国際的課題となっているプラスチックごみの削減に向けて取り組む店舗数の増加により、循環型社会の推進が図られるため。	本県に本社を置く小売大手の店舗数を踏まえ、R3から5年間で100店舗の認定をめざす。
4 一般廃棄物の総排出量	万 t	1-1-2	31.2 (R元)	28.0	県民のリデュースの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想29.0万 tに施策による削減量の上乗せ(食品ロス▲0.4万 t、プラごみ等▲0.6万 t)を加味し、現況(R元)の31.2万 tから3.2万 tの削減をめざす。
5 一般廃棄物の1人1日当たり排出量	g	1-1-2	868 (R元)	810	県民のリデュースの取組状況が反映され、また、県民に分かりやすい指標であるため。	上記理由により、県民1人1日当たり、現況(R元)の868gから58gの削減をめざす。
6 産業廃棄物の総排出量	万 t	1-1-2	244.9 (R元)	244.0	事業者のリデュースの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の削減割合(H27から▲0.3%)を見込んで算出。現況(R元)の244.9万 tから0.9万 tの削減をめざす。
7 県政モニターアンケートで「リユース製品を積極的に利用している」と答えた人の割合	%	1-1-3	26.5 (R3.6現在)	35.0	県民のリユースの取組状況を把握するため。	県民のリユース行動の促進などにより、現況(R3.6現在)の26.5%から8.5ポイントの増加をめざす。
8 一般廃棄物のリサイクル率	%	1-2-1	18.2 (R元)	24.0	県民のリサイクルの取組状況が反映されるため。	現計画の目標値を引き継ぎ、現況(R元)の18.2%から5.8ポイントの増加をめざす。

指 標	単位	施策 項目	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方	
9	産業廃棄物の リサイクル率	%	1-2-2 1-2-3	71.0 (R元)	72.5	事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。 現況(R元)の71.0%から1.5ポイントの増加をめざす。
10	県政モニターアンケートで「リサイクル製品を積極的に利用している」と答えた人の割合	%	1-2-4	33.3 (R3.6現在)	42.0	県民及び事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	リサイクル製品の利用促進などにより、現況(R3.6現在)の33.3%から8.7ポイントの増加をめざす。
2 廃棄物の適正処理の推進							
11	廃棄物不適正処理苦情件数	件	2-1-2 2-1-3	124	減少	廃棄物が適正に処理されることで苦情件数が減少するため。	年によって増減はあるものの、近年減少傾向であることから、現況(R2)の124件からの減少をめざす。
12	産業廃棄物不法投棄件数 (10トン以上)	件	2-1-4	0	0件を継続	廃棄物が適正に処理されることで、不法投棄事案の発生が抑えられるため。	不法投棄事案は発生すれば周辺環境に大きな負荷を与えることから0件を継続することをめざす。
13	災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町	市町	2-2-1	0	全市町	市町の計画について、近年の風水害の状況を踏まえ、早急に見直しを図り、体制の充実・強化を図っていく必要があるため。	近年多発する風水害に対応した計画の見直しは全市町で行う必要がある。

香川県環境森林部廃棄物対策課

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/>

TEL : 087-832-3223

FAX : 087-831-1273